

第四百四回 参議院補助金等に関する特別委員会会議録第七号

昭和六十一年四月二十五日(金曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

四月二十四日

補欠選任

坂元 親男君
柳川 覺治君
中野 鉄造君

石井 一二君
小林 国司君
刈田 貞子君

四月二十五日

補欠選任

高杉 勉忠君
下田 京子君

菅野 久光君
吉川 春子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

鳴崎 均君

委員

石井 一二君
石井 道子君
石本 茂君
金丸 三郎君
河本嘉久蔵君
小林 国司君
添田増太郎君
竹山 裕君
松岡満寿男君
吉川 博君

国務大臣

外務大臣	安倍晋太郎君
大蔵大臣	竹下 登君
文部大臣	海部 俊樹君
厚生大臣	今井 勇君
農林水産大臣	羽田 孜君
労働大臣	林 道君
建設大臣	江藤 隆美君
自治大臣	小沢 一郎君
国務大臣 (総務庁長官)	江崎 真澄君
内閣法制局長官	茂串 俊君
内閣法制局第三部長	大出 峻郎君
臨時行政改革推進審議会事務局長	山本 貞雄君
警察庁刑事局保	新田 勇君
安部庁長官官房	百崎 英君
審議官	古橋源六郎君
総務庁行政管理局長	

総務庁行政監察局長	竹村 晨君
青少年対策本部次長	倉地 克次君
環境庁企画調整局長	岡崎 洋君
法務省刑事局長	岡村 泰孝君
法務省入国管理局長	小林 俊二君
外務大臣官房審議官	福田 博君
外務大臣官房審議官	齊藤 邦彦君
大蔵政務次官	梶原 清君
大蔵大臣官房審議官	大山 綱明君
大蔵省主計局次長	保田 博君
大蔵省銀行局長	吉田 正輝君
文部大臣官房長	西崎 清久君
文部大臣官房會計課長	坂元 弘直君
文部省初等中等教育局長	高石 邦男君
文部省教育助成局長	阿部 充夫君
文部省社会教育局長	齊藤 尚夫君
文部省体育局長	古村 澄一君
厚生大臣官房総務審議官	北郷 勲夫君
厚生省社会局長	小島 弘伸君
厚生省児童家庭局長	坂本 龍彦君
厚生省保険局長	幸田 正孝君
農林水産大臣官房長	田中 宏尚君
農林水産大臣官房子算課長	鶴岡 俊彦君

農林水産省構造改善局長	佐竹 五六君
農林水産省農蚕園芸局長	関谷 俊作君
農林水産省食品流通局長	鴻巣 健治君
食糧庁長官	石川 弘君
林野庁長官	田中 恒寿君
水産庁長官	佐野 宏哉君
通商産業省機械情報産業局長	杉山 弘君
通商産業省生活産業局長	浜岡 平一君
労働大臣官房審議官	稻葉 哲君
建設大臣官房長	高橋 進君
建設大臣官房會計課長	望月 薫雄君
建設省都市局長	牧野 徹君
建設省住宅局長	渡辺 尚君
自治大臣官房審議官	石山 努君
自治大臣官房審議官	持永 義民君
自治省行政局選挙部長	小笠原也君
事務局側 常任委員会専門員	桐澤 猛君
説明員 内閣総理大臣官房参事官	川村忠太郎君

○委員長の(嶋崎均君) ただいまから補助金等に関する特別委員会会議録第七号

する特別委員会を開会いたします。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤三吾君 ます、今問題になっております同日選挙の問題でちょっとお聞きしたいと思ひます。

総理は、本音と裏腹に同日選挙はないと、こうおっしゃっておられるわけですが、野党はオール阻止という構えを再三出しておるんです。にもかかわらず、同日選挙は必至というような、こういう一般的な動きがあるんですね。まるで真夏のトタン屋根に上がった猫のような感じでばたばたしておる。そこに、あおり喚すようにニューリーダーのお二人が各地を回って衆議院の候補の応援に走っておる。

そこで、お二人の発言をよく見ますと、竹下さんも安倍さんも必ず常在戦場ということを言っておる。しかし、ちょっと違う点は、竹下さんは、解散は総理の専権という言葉を必ず置いて逃げている。安倍さんの方は、やるべきでなく大義名分もないという言い方をまくら言葉としてやっておるんです。しかし、最近の発言の中に奇妙に一致した点が出てきておる。この連休で国会議員の動向が決定的になるだろうと、こういう表現では一致しておるわけですね。これは、何かお二人は楽しみながらやっておるんじゃないかと思ふんですが、しかし、もういいかげんに私はこの辺で本音を言つたらいかかと思ふ。ぜひその点をお聞きしたいと思ふんです。

○国務大臣(竹下登君) 一般論としまして、選挙が終わりました明日からみんなが選挙の備えを固めるべきだということを常在戦場という意味に、私は常日ごろからそういうふうにお考えいただけることとさせていただきます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 竹下大蔵大臣とは親友ですから気脈は通じておりますが、しかし別に同時選挙をやらうなどと話し合つたことはございませんで、これに対しては、私は私なりの基本的

な考え方をしよつちゅう述べております。やはり選挙というのは理由がなければやるべきでないと思ひますし、これまでの選挙を見ましてもそうでありましたし、特に同時選挙というふうなことになればまさに大義名分というものがなければできない、こういうふうな思ひを持って、それを率直に言っているわけでございます。しかし、解散権は総理大臣が持っているわけでございます。政治の情勢がどういふふうに移っていくかわからない。選挙をやりたいという空気といふものか、考え方を保持している人も確かにあります。考へてありますから、その辺のところは情勢がどう移るか、常にやはり選挙をやる者は常在戦場の気持ちで備えを怠つてはならない、こういうことを言っているわけでございます。これが私の実は本音でございます。

○佐藤三吾君 もう一つは、二人が奇妙に一致しているというのは、何かあしたからの連休、これによって決まるというのはいふ意味ですか。

○国務大臣(竹下登君) そういうことを言つたかどうか定かには記憶がございませんが、島根県はポスター張つてありませんけれども東京はいっぱい張つてありますので、要するに皆さんが走り出せばスピードがとまらなくなるかなというふうな感想を言つたかもしれません。私どもの県はまだ一枚も張つてありません。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 私のその発言は、たしかヨーロッパで記者懇談会をしたとき、そういう趣旨のことを述べたと思つております。外国におりますとやっぱり日本のことが心配になりますし、いろいろと情報等をとつてみますと、どうもどんだん選挙の動きが出てきているというふうなことで、しかしその簡単には選挙はやれないだろうと。ただ、今までの経験から、この連休で一斉に走り始めるとどういふ事態になるかわからない。これは私も新聞記者をしておりました関係から、そうした第三者的な見方と言つたんじゃないかと思つておりまして、まあ私としては、あくまでも、総理大臣も解散はやらない、こういうふう

に言つておられますし、そういう今の状況で重要なサミットとか法案とかがありますし、そういうことを言つて何も選挙をやる必要もありませんし、また名分もそうないんじゃないか、こういうふうな考へておりますが、確かに今大蔵大臣も言つておりましたようにポスターが、参議院選挙だけのポスターじゃなくて東京だけでもそうです。が、もう一面に張りめぐらされておる、こういうことでございます。そういう意味で、特に若い議員の諸君は先ほどおっしゃいましたように腰が落ちつかない、こういう空気があることは、これはもう事実じゃないだろうか、こういうふうな思つております。

○佐藤三吾君 お二人ともなかなか本音を言ひませんが、帰するところはやっぱり夏のトタン屋根のような状態に置いておいて云々というところが本音じゃないかと思ふのですが、やっぱりもうそろそろすばつと云つた方がいいんじゃないかと私は思つて御案内したのですが、安倍外務大臣、何か衆議院の外務委員会のようですからどうぞとつ……。

そこで、自治省にお聞きしますが、あなたのところは選挙の実施庁ですが、参議院選挙の準備に追われておるのではないかと思ふのですけれども、こういう零細気になるとなかなかお困りな部分もあるんじゃないかと思ひますが、どうですか、同時選挙も頭に入れて万全な準備体制めかりなしと、こう思つてもよろしいのですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 参議院の通常選挙が、これは当然任期満了で行われるわけでありまして、この点につきましては準備をおささ意りなくやっております。でございますが、衆議院につきましては総理もたびたび解散は考へていないと言つておりますので、準備は全くいたしてありません。

○佐藤三吾君 大臣と事務当局大分違うね。事務当局の方はもう万全な準備を整えておる、こう言つておるのだよね。違ふのですか、いかがですか。

○政府委員(小笠原臣也君) ただいま大臣からお答えいただきましたとおりでございます。私ども衆議院については何ら準備もいたしておりませんし、予想もいたしておりません。

○佐藤三吾君 いいでしょう、大臣が言えはなかなか事務当局はね返すわけにはいかぬでしょうから。

そこで、問題を変えますが、学童というが青少年の自殺が最近非常に目立っております。私どもも憂慮しておりますが、ちょっと私が調べただけでも七、八十名のような感じがするのですけれども、警察庁としてはどのように確認なさつておるか、また原因は何としてとらえておるか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(新田勇君) 青少年の最近の自殺の問題について申し上げます。

昭和六十一年の少年の自殺者数というのは五百五十七名でございます。本年に入りましてから、一月から三月までの数は、仮集計でございますが百五十七名で、昨年同期に比べますと十三名の増加となっております。

そもそも自殺というのは最近比較的高いところにございまして、少年も成人も合わせますと一年間で二万五千前後でございます。人口もふえますから自殺者もふえるということもあるわけですが、それ以上に人口十万人当たりの自殺率というのがございまして、これが昭和五十九年には二十・五でございまして、昭和五十年でございまして十八・〇というところでございまして、率の面でも絶対数の面でもふえておる。こういう中にありまして、少年につきましては、この五百五十七名という数字は過去十年間の中では最も少ない数字となっております。最近では昭和五十四年の九百十九名というのがございました。こういうことで少年の自殺者数はだんだん減る傾向にはあるところでございます。

今月に入りましてから、四月一日から二十四日、きのうまでの数でございますが、自殺の既遂と申しましようか、という者の数は私どもは五十四名

というふうな把握はいたしております。一日当たり二・三というペースになるわけでございしますが、これは昭和六十年あるいは昭和五十九年の四月のペースを上回っておりまして、昭和五十八年の四月に七十三という数字がございましたが、それに近づくのではないかと懸念をいたしております。

この四月に発生いたしました少年の自殺の特徴ということでは、女性の自殺者が大変多いということとございまして、女性の自殺者は二十八名というところでございします。通常、自殺者のうち男子は七割、女子が三割なんでございしますが、この二十八名という数字はパーセントに直すと五二％というところで過半数となっております。

それから、自殺の手段でございしますが、飛びおりというのが多いこととございまして、特に女性の場合飛びおりが多いような感じがいたします。大体少年による飛びおり自殺というのは六十年、五十九年とりまして大体二割前後でございしますが、この四月になってからは五割になっております。男子四名、女子二十三名、合計二十七名ということとございまして、これは四月八日の女のタレントの人の飛びおりの影響も否定できない、こういうこととございします。

それから原因、動機についてのお尋ねでございますが、少年の自殺の原因を特定することはなかなか難しく、不明なままに残っているというふうなものもあるわけでございしますが、大づかみに見ますと、昭和六十年の中の数字を見ますと学校問題というのが大変多いとございまして、百三十六件ということで、これが二四・四％になっております。次いで家庭問題がその半分の二二・六、それから男女問題一一・三％、こういうこととございします。ことに入ってからの少年の自殺につきましても、現在調査中のものが多く、一概には言えないわけでございしますが、家庭でいろんな悩みを複合的に持っていて、何かそれに引き金なのものが加わると自殺になるという説がございしますが、そのようなものではなからうかと考えておるとこ

ろでございします。

それから、こういう事態に対しましてどういうふうな対策があるかということなんでございします。いろいろ各界の方に伺いまして、よく少年の悩みを聞いてやることではないかということとございします。警察といたしまして、少年相談を通じてまして少年の悩み事を知ることと心に心がけておりますし、また家庭に対しまして、少年の話をよく聞いてやろうというふうなことで広報いたしております。近く配布するパンフレットにも自殺防止に、「子供の言い分を聞こう」という趣旨の一文を入れているところでございします。

○佐藤三吾君 この自殺現象に対しまして、それを預かっておる文部省、総務庁、どのようにお受けとめになっておるのか、またその対応についてもお考えがあれば聞きたい。

○国務大臣(海部俊樹君) 御議論の児童生徒の自殺のことは、本当に心痛む問題でありまして、教育改革の当面の急務としても、学校の平穏な環境を取り戻すための指導は臨教審の答申でもいたしているところでありまして、また文部省といたしましては臨教審の答申をまつまでもなく、学校の現場の何が理由だろうか。

例えば、生命を尊重する、強くたくましく生きていくことが大切だというふうな、学校における教育というものをしていかなければならぬ、あるいは今お話がありましたように、児童生徒が心の悩みをぶつつけるときに、それを受けとめてあげるような体制を学校なり、あるいは教育委員会なり、あるいは御家庭なりとの関連において体制を整備する必要があるのではないだろうか。あるいはもう一つは、そういった青少年の時間といいますがエネルギーといいますが、それを健全な方向に発散させるような学校カリキュラムも必要ではないか。例えばラグビーとかテニスとか、相撲とか柔道とか剣道とか、そういったような部活動なんかには汗を流して体ごとぶつかっていく。あるいは自然教室、山野跋涉運動、そういったことに時間やエネルギーを打ち込んでいく。

いろいろな生活体験を通じて、根本的には人間は命を大切にしなければならぬ、生命の根源というものに学校教育の場でしっかりと教えて、児童生徒にそういったことに対する心構えを持ってもらうように、当面の急務と中長期の対策と二つをあわせて自殺を防止していきたいと文部省としては考えておるところでございします。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘のように、子供の自殺問題というのは本当に心痛む問題ですね。子供たちが安易に死の道を選ぶ、これは動機や心理が大人の目から見てもなかなか理解しにくい点もあります。今文部大臣が言いましたように、確かに自殺を思いとどまらせるためには家庭の環境、これがやっぱり大事でしょう。それから学校の先生、これはもう警察まで話し合いをしようにというぐらいですから、学校が話し合いに入ることは当たり前です。それから地域社会の場で身近な大人といえは親兄弟、そういうところで本当に話し合いをすることのとうとさ、そして命のとうとさというものが話題にならなければならぬというふうな思いをします。

そういう観点から、私も青少年対策室を持っております関係で関係者に啓発しておるわけですが、この数字を見ると九歳までが、六十年では先ほど警察からも報告がありましたように統計五百五十七、これは、二十歳以下ですね。九歳以下が三名というのは本当に胸が痛むのです。それから十歳から十四歳となると八十名なんです。これはもう多過ぎます。いかにも多いと思います。それから十五歳から十九歳、これが四百七十四名、合わせて二十歳以下が五百五十七名。五十九年は五百七十二名、五十八年は六百五十七名。これもずっと過去約十年間七百名、八百名、九百名。むしろ五十五、五十六、五十七というあたりが六百七十八、六百二十、そして五十八年は六百五十七、五十九年は六百七十二、五百五十七。全体の数からいうと横ばいで、多少ダウンしているかなというんですが、やっぱり過去も多かったんですね。昭和五十二年に七百八十二名が、五十三年に

は八百六十六名、五十四年には九百十九名というのですから、これはやっぱり大人がほつとしたということ、教育者がほつとしたということ、これは反省しなけりやなりません。

十分御指摘の点を体して、私も総務庁としてもよくこういった問題についてもっと青少年が希望を持つように努力をしてまいりたいと思っております。

○佐藤三吾君 両大臣の説明にありましたように、子供の死というのが非常に激増しておる。そういう意味ではこれは確かに総務長官おっしゃるようにはつとてはいかないかと思うんですね。早急にこの原因を究明して、そして対処していかなくたいかぬと思うんです。しかしいろいろな死因があるでしょうが、やっぱり子供の場合には何とていっても一日二十四時間のうち大多数が家庭ですからね。学校はわずか四、五時間の時間帯です。家庭の中に帰って、地域に帰って何があるのか。帰ってみたら、建設大臣も言っておったようにワサギ小屋と。外に出ようにも公園がない、広場がない、こういうことで文部大臣が発散させにやいかぬと言ったって発散の場所がない。道路に出れば交通ラッシュでいつやられるかわからぬ。家はワサギ小屋と、こういうところにもやっぱり問題があるんじゃないか。

経済大臣何だかんだ言っておりますけれども、まさにそういう意味では家庭環境というのは非常に寂しい状況にある、地域にある。さらにまた警察も言っておりますが、悩みを聞かずにいかにぬと言つてもおやじは単身赴任、お母さんは共稼ぎ。休日に関こうと思うとうるうぐたりでだめだと、こういう状態にあるし、労働時間は長い。それから辺にも私は家庭にゆとりというか話をする機会がない一因もあるんじゃないかと思うんですね。そこら辺を私は、早急に解決していくことも対策の一環じゃないか、こういうふうな思っておりますが、建設大臣、労働大臣、御意見あれば聞きたいと思っております。

○国務大臣(江藤隆興君) 最近アイドル歌手が自

殺をしたらそれを追うようにしてやっぱ同じような自殺をする子がふえと……

○佐藤三吾君 追うのは二名なんです。

○国務大臣(江藤隆興君) しかし、そういうのを見まして、私どもの時代からすると今の子供の心理状態というのは非常に難しいなということを考えると同時に、我々も随分古くなったのかな、この内心ひそかに思うことがあります。さつき警察から説明いたしましたけれども、自殺の原因として統計的に出てくるものは学業の問題であるし、家庭問題であるし、それから男女問題、病気の問題、こういうふうに一応統計上は出てきておりますけれども、生活環境が大きく影響するということとは表には出てきませんけれども私は大きな要因をなすことは間違いないと思っております。

したがって、都市公園にいたしまして、これはもう欧米各国に比べるとまことに貧弱でございますから、今年を初年度として一生懸命ひとつ公園緑地を広げていこう、こういうことを努力しようとしておりますし、また住宅も、おっしゃるようにまだ標準家庭で五十平米以下というのが随分あるわけありますから、少なくともやっぱりそういうものは今世紀中には解消して、そして都会でも四人家族だった九十一平米、地方だったら百二十平米ぐらいの水準には少なくとも半分ぐらいは持つていきたいなど、こういう考え方をもちまして住宅の面、それから環境の面あるいはまた一方においては道路、下水道、通学路、もうものごとを考えながら住まいする環境の整備を一生懸命やっていくのが私どもの社会に対する大きな責任だろうと、こういうふうに考えておるところでございます。

○国務大臣(林通君) 御指摘のように、最近青少年の自殺が目立っていることは大変残念なことと考えております。

青少年の自殺の動機といたしましては、学校教育あるいはまた家庭の変化、社会のあり方などのいろいろな原因が考えられますけれども、長時間労働や共稼ぎあるいはまた単身赴任などが直接的

な原因になっているということは必ずしも考えられないとは思いますが。しかし、次の時代を担う子供の健全な育成は極めて重要な問題であらうかと思ひますし、また個々の家庭、学校教育、社会全体の連携のもとに対処することが重要であると考えております。

労働省といたしましては、従来から労働者福祉の充実という観点から労働時間短縮に取り組んでいるところでございますが、今後ともなお一層その推進に努めまして、家族の団らん、親子の対話時間の増加など家庭生活の質的充実が図られますように努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○佐藤三吾君 今両大臣の答弁いただきましたが、実質、総括的には江崎さんのところだと思ふんですけれども、そういった総合的な意味での対策を急ぐことが私は緊要だと思ふんで、ぜひひとつお願いしておきたいと思ふのです。

それでは、補助金問題に入りますが、検討会の内容についてはもう随分各党各派の皆さんからいろいろ突っ込んだ議論もございました。いろいろ私も二十問ほど用意したんですが、これは重複する点もたくさんございますので、絞って四、五点左右までお聞きしておきたいと思ふんです。

今でも日増しに、この法案をひとつ廃案にしてくれ、こういう要請が集中しておるわけです。特に福祉、教育を無視するじゃないかということで非常に激しい攻撃がございまして、この委員会での厚生大臣の答弁を聞いていますと、何か福祉関係の補助金カットが直接国民には影響がございまいせん、非常に何か口笛を吹くような格好で涼しい顔で答えておるんですが、これは昨年の一割カットで何も迷惑をかけてないという前提に立っておるんですか。

○国務大臣(今井勇君) 一割カットで迷惑をかけてないという意味ではないのでありまして、やはり国の財政事情等を考えますとなかなかきついのでございますから、一割カットしていただいで、そのかわりそのものを地方の方の負担に振りかえ

ていくという形で、水準は落とさないようにして精いっぱい頑張ったという意味で、私は福祉の後退はないんじゃないだろうかというふうにいいつも申し上げているところでございます。

○佐藤三吾君 例えは保育料なども、昨年の一割カットで全国的に見るとかなり随所で値上げになっていきますね。そうして保育所の統廃合すら起こってきておる。あなたがらえておるようなものじゃない。そこら辺はひとつ認識をきちんとしてもらわないと厚生省、それこそ江崎さんのところから厚生省廃止論が出ますよ、行革として要らぬじゃないかと。そこら辺は大臣、もう少し中身のある、しかも実態に沿う御判断をひとつぜひお願いしておきたいと思ふんです。

そこで、内容に入りますが、1の基本的な考え方、いきなり補助金の是正に入っておりますね、大蔵大臣。その結果、補助金の一割カットというふうに出てくるのはこれは当たり前のことなんです。昨年のこの委員会の議論にございましたように、これはまた行革審の答申の中でも明らかにしておりますように、補助金の整理の問題というものは、前提として事務や事業を見直していく、必要のあるものかどうか、どうしても残さなきゃならぬものか、その前提の作業があつて初めてお金の問題になってくるんじゃないか、そう思うんですが、この点はいかがなんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) あくまでも事務事業の見直しとかあるいは権限委譲とかそういう議論から、そこで、国と地方の財政状態というものを全く度外視するわけじゃないんですが、まずは権限委譲とか事務事業の見直しとかいうところから行われて、さればこれは国と地方との役割分担、費用負担のあり方はどうしたらいいかというふうな手順で物は進むべきものだと思っております。

○佐藤三吾君 だから私ども、そういう議論があるのかないのか。議事録を出せば、あなたは議事録は出さない。だからあなたが言う検証がわからない、僕としては、そういう中で、今あな

たがおっしゃったように、あくまでも事務事業それから役割分担、これが前提だと。ところが検討会の報告を見ると、その影さえないですね。いきなり補助金の何というんですか、一割カットを前提としたんでしょ、その問題に入ってきておる。そこが文面づらを見るとそういうふうになっておる。そこら辺はそういう面から見ると、あなたのおっしゃることと検討会の検討内容というのは違う、こう理解をしいいわけですね。

それから、1の基本的な考え方の中でこういう表現がございましてね。「ややもすれば地方行政の自主性を損なったり、財政資金の効率的な使用を阻害する要因」云々というふうなことが書いてありますね。これは何かといえ、零細補助金をばらまいたり、きのう中野委員がおっしゃったように、類似の補助金を各省庁が競争でつくり上げていく、こういうことを戒めている部分です。これは率を変えろと言っておるわけじゃないんだ、この根拠は。にもかかわらず、それを根拠にして率を変更する、こういう仕組みになっておる、この検討会の報告を見ると、こうなると、また今度、私は国と地方の財政秩序の混乱が起こるんじゃないかと思ふんです。この点はどうですか。

○国務大臣(竹下登君) やっぱり報告の「はじめに」と、こう書いてあるところに「本検討会においては、去る五月二十七日の補助金問題関係関係会議の要請に従い、「六十一年度以降の補助率の在り方」について、社会保障を中心に国と地方の役割分担及び費用負担のあり方を見直し等とともに慎重に検討を重ね、補助率を中心に意見のとりまとめを行ったのでここに報告する。」と書いてありますように、あくまでも役割分担、費用負担のあり方ということを前提に御議論をいただいたというふうに私は受けとめております。

それから、今おっしゃいました点につきまして、補助金というものの見直しは毎年毎年の予算編成において、既に同化、定着したものを一般財源化しますとかいろいろな形でやってきておるといふ方向は、これは絶えず考えていなきやならぬ

問題だというふうに考えております。

○佐藤三吾君 私の質問にあたり正確に答えてない。私が言うのは、「ややもすれば云々」というこの文言は、零細補助金をばらまいたり、各省庁で幾つて類似補助金をつくり上げたり、そういうことがいかぬという意味でしょう、こういうふうに関しておるんだ。それが何で急に今度は国と地方との補助率の変更に問題を移しかえるんですかと、こう聞いておるんだ。新たなまたここに国と地方との財源秩序の混乱が起るでしよう。そのことを言っておるわけじゃないんですよ、これは。違いますか。

○国務大臣(竹下登君) 臨調あるいは行革審等で指摘されておるのは、佐藤さんおっしゃった基本的な考え方は絶えず指摘されておりますので、それは毎年そのことを念頭に置いて対応してきておるといふふうに申し上げたわけでございます。

○佐藤三吾君 私はそこら辺に一つの問題があると思う。こういう国民の批判を受けるような問題を表に出して、そしてそれを今度は補助率の国と地方の分担の方にすりかえていくという論理、これがここに出ておると思うんです。

それからもう一つの問題で、この中に一般的財源への移行という文言が入っております。基本的にこの提言は私はいいと思うんです。しかし、そのことは、補助金から交付税の基準財政需要額算入にするという意味では困るんです。それでは三三%の枠内にはめ込むというだけであって、その補助金については財源をどうして地方に渡すかというものがこの中に含まれていかなきゃならない。当座はいいいとしても、今度将来にわたってはこれは必ず問題になってくる、そう思いませんか。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる同化、定着したものにつきましてそれが一般財源化されていくというの、私は自然の成り行きではないかなというふうに思っております。

○佐藤三吾君 自治大臣、どうですか。あなただまされちゃいかぬよ。

○国務大臣(小沢一郎君) 同化、定着したものを

一般財源化していく、そのこと自体はそのとおりだと思いますが、今先生御指摘されたように、一般財源化した場合に、それが交付税措置によって飲み込めて措置に十分に行ける場合においては、まあその限りにおいてはそれでいいわけですが、先生の御指摘のように、そういう状況が長く例えれば累積したしまして、交付税だけではとてもできないという状況も考えられ、とすれば、いわゆるその事務事業の見直しによつて行つた分の財源措置は何かしていかねばならないということであらうと思ひます。

○佐藤三吾君 大蔵大臣、そこはひとつきちんとしてください。ごまかしちゃいけませんよ。

○国務大臣(竹下登君) 出口ベースでは、これは基準財政需要額というものを満たすものにきちんとしなきゃならぬ。したがって、今たばこを吸つていらつしやいますが、まだ今上がつておりませんけれども、今度たばこのそういうものをも加えて、やっぱり毎年毎年地方財政の運営に支障を来すということだけはなさないにしようといふかぬということでございます。

○佐藤三吾君 その支障を来さないということ、今言うように支障を来すような状況になつてはならないという前提ですから、当然財源は地方に渡すべきだと、こういう確認でいいですね。

○国務大臣(竹下登君) 支障を来さないようにするということは、交付税のみで支障を来すという場合にはもろもろの措置を今までも行つてきたようにやつていかなきゃならぬ。これは地方財政に對するマクロベースにおける私どもの最低限守らななきゃならぬ務めだというふうに考えております。

○佐藤三吾君 そこで、二番目の補助率のあり方というのがございすね。2の(1)の「国と地方の関係」(中)で、国と地方の財政関係の後段の部分にこつて表現が入つておるわけですね、財政状況云々というのが入つておるんですね。これはどういふ意味にとらえておるんですか。また、財政状況の良好な地方公共団体向けの補助金等の抑

制措置について、地方団体間の財政力の格差の状況等を踏まえて、適切な方策を見出すべきである。こつていふ文言がございすね、これはどういふふうにとらえておるんですか。

○政府委員(保田博君) 最後にお読みになりました二行の部分は、念頭にありますのは交付税の不交付団体に対する補助金について、富裕な財政力を前提とするならば、国が期待する一定の行政水準については通常の補助率、補助金を削減しても一定のレベルを維持できる、そういうような場合には補助金、補助率等について若干の調整をすることが適切なのではないかと、こつていふ御指摘かと思ひます。

○佐藤三吾君 これは自治大臣はどういふふうにとらえ方ですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 今大蔵省の方から答弁がありましたように、地方財政が裕福なところについては補助負担率等につきまして何とか適切な方策を考えるべきではないか、この文章についてはこつていふ趣旨であらうと思ひます。

○佐藤三吾君 僕はこれは少し問題があると思ふ。例えれば良好な団体なら国庫負担というものがゼロでいいと、最悪の場合、今削減は少しと、こつていふ言ひけれども、ずっとそれを続けていくとゼロでもないんだ、こつていふうにこの文面はとれるんです。負担金と位置づけたいんで、ね、これがきちんと良好団体、非良好団体を問はずあるべきである。だとするならば、やっぱり国も責任を当然持つべきじゃないか、私はこつていふうに思ふんです。もしこつていふ論理がまかり通つていきましたと、例えれば国の財源手当てをせず事務事業だけを自治体に押しつける、こつていふ流れになるんじゃないか。そうすると、今度は良好な団体といふことを理由にして、留保財源率や交付税率を引き下げたつていふんじゃないか、こつていふ論理にもつながつていく、そう思ひませんか。これは大臣ひとつ……。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる不交付団体等につきまして補助率の調整ということが指摘されて

おることであつて、それは私にあり得ることであらうと思つております。ただ、基本的な政府の仕事に關する問題について一切補助金を出さないで、ただ業務だけを押しつけると申しますか、そういう性格の御指摘ではなからうといふふうに考えております。

○佐藤三吾君 これは自治省もひとつ、今大臣のようない方では話にならぬです、きちつとしてもらわぬとだんだんといかれますよ。

○国務大臣(小沢一郎君) こつて書いておる文章についての解釈はどういふような意味を持つのかという御質問でございまして、こつていふ考え方も示したものでないかといふふうにお答えしたわけでございますが、私どもいたしましては、補助金につきましては政策的、財政援助的なそのときの判断によつて出すものですから、これは若干性格が違ふと思ひますが、補助負担率につきましては、これは地財法に定められてあるとおり、国の責任の度合いに応じて負担しておるものでありますから、それを地方財政の状況によつて変えていくといふような考え方は筋道としては私はそれはとれない。あくまでも財政の状況によつて個々の地方公共団体について負担率を変えていくということでは、これはこつていふ考えでは私どもは思つておりません。ただ、この文章の中では、何らかの形で適切な手段も講じてよいのではないかとこつていふ意味合いのことを文章としては示しておるのかなといふことを申し上げたわけであります。

○佐藤三吾君 この文章は、竹下大蔵大臣の説明によると三省合意をした、こつていふ前提に立つておるから、その合意の内容に問題があると言つておるわけですね。この負担金といふものは自治体にお願ひをする以上、国の業務としてお願いする以上、これはやっぱり国がそれ相応の財政的な責任を持つ、これが原則でなかつたらぬと私は思ふ。財政状況のいい悪いを理由にして限りなくゼロまでと、こつていふ発想といふのは、これは私はやっぱり戒めなやつらなぬと思ふんです。こつていふ意味で、この問題については問題があるといふこ

とを指摘したわけです。こゝろは、ひとつぜひそこら辺を含めて三省の中で議論をもう少し詰めてほしいと思います。

次に移りますが、「補助率決定の要素等」という(2)の中に④、⑤と挙げてありますね。まず私が聞きたいのは、④の場合、これはどういう事務が国の関与が強く関心が高いのか、こゝろは辺がさつぱり私にはわからない。そこら辺の問題についてもっと具体的にひとつ示してもらいたい。それから⑤の、住民に利益があるという表現になっていますが、これはどういう意味なのか。⑥の、国と地方の財政状況がどういふ場合にどのような指標をつくって判断をするのか。この三つについてお聞きしたいと思います。

○政府委員(保田博君) 検討会の報告の中に「補助率決定の要素等」として三つの事項が並べられております。

まずその第一は、「国として当該行政に係る関与の度合やその実施を確保しようとする関心の強さ」、国の立場からしまして一定の行政に対する国の関与の度合い、責任の度合いといったようなことでございますが、これを実定法上の言葉で言いますと、例えば補助対象になります事業の実施主体が国であるのか、あるいは地方団体の事務であるのか、地方団体の事務といいますが、その場合は正にその種の機関委任事務なのか、その場合は正にその種の事務を地方公共団体の長に委託した機関委任事務なのか、あるいは地方公共団体独自の団体委任事務であるのかといったようなこと、あるいは国として一定の行政レベルを維持するといったような観点から、先ほど先生がお使いになりましたような意味での負担金のものとして国が財政的にも助長しなければ全国的な一定のレベルの事業が維持できないようなもの、あるいはそういうことが必要なものという意味で国の関心が強いようなもの、そういったようなものを④では言っておるわけでありまして、

それから⑤の「地方の住民に与える利益の程度」といいますのは、公共事業の分野で非常に典型的でありまして、非常に大きなダムをお考えいただきますと、そのダムができることによります受益面積というのはその下流全般に及ぶわけでございまして、災害の防除でございましてあるいは水道の水源確保といったような意味で非常に受益面積が広い、そういう事業と、非常に小さいダムでありまして、その受益面積が非常に狭い、あるいはまた事業費も単年度に金額的に集中して大きいといったようなことから国による補助負担の差異が出てくる、そういったようなことを二番目で言っておるわけでありまして、

「国及び地方の財政状況等の諸要素」と申しますのは、当然、補助金と言いますものも国と地方との間のある種の資源調整的な意味を持つておるわけでもございまして、ここに書いてございまして、その補助率あるいは補助金が設定された以降現在までの間にそういう国と地方との間の財政状況に非常に大きな変化がなかったかどうかというようなことを指しておるわけでありまして、例えば社会保障の分野で言いますと、昭和二十年代の初頭に現在の補助金の体系はできたわけではございますが、そのころには国の財政も非常につかつかたわけですが、地方財政はさらに厳しいという状況であつたわけですが、その後三十数年を経まして国と地方との間の相対的な財政力には相当変化が生じているではないか、そういうようなことも考えていただきたい、こういう趣旨でこの三つの事項が並べられておる、こういうことだと思ひます。

○佐藤三吾君 私、補助率というものは一律適用は問題があると言つておるの、補助金は三種類に大きく分けられると言つておるわけですね。例えば委託費、負担金、狭義の補助金と。例えば委託費、これは選挙などそうでしょうが、こういうのは都道府県で一切仕事をやってみても、この金は全額国が負担するというのが今までの例なんです。そう、そういったことから考えてみると、それらを一一、三と並べておつて、国または地方の財政状況で委託費も含めて判断する、こう受け取れないでもないんですが、そんなことはないんでしょうね。

○政府委員(保田博君) 御承知おきのようによ、広い意味での補助金等というものの中に負担金というものと補助金というものとがある。負担金というのは国と地方との間の割り勘的な性格が強い、いわば国の義務的な性格が強いというものである。ということは先生御指摘のとおりでございまして、いすれにしても、補助金、負担金につきましましては、地方財政法の規定によつて国が一定の割合で補助しあるいは負担をするということになつておるわけですが、その負担割合と申すのは先ほど申し上げましたようないろいろな事情によつて変化することはいふまでもないでございまして、そのことまでも地方財政法の規定が否定をしておる。このことには我々理解をいたしておりません。

の要素の一つにはなり得るだろうというふうに思
います。しかし、基本的には私どもは、特にこの負
担金につきましても、国と地方との責任の度合い
でありまして、役割分担、そういうものを、見る
場合において負担率も変わることはあり得る、た
だ、財政の都合だけで負担率を変えようというこ
とがあつてはならない、こういうふうに考えてお
る次第でございます。

○佐藤三吾君 私も今言うように、財政の都合で
負担率を変えようというやり方をとつてはならない
ということについては同感なんです、これはい
ろいろ議論する時間があると思いますが、ま
たこれは次の段階に譲りますけれども、総じてこ
の報告書を見ると、大臣、率直に言つて言うこと
とすることが全然ばらばらと、こう言わざるを得
ない。したがって非常に問題が含まれておる、そ
れを閣議はうのみにした、二十日の日へのみに
して決めていきます。もう閣議で検討する時間な
どあるはずがないんですよ。こういうやり方で
次々にやられたんでは、これはたまつたものじゃ
ない。この点は強くひとつこの際申し上げておき
たいと思ふし、そこら辺を含めて今後の検討をお
願ひしておきたい、こう思ふんです。

その中でちよつと出てきましたことを一つ二つ
だけお聞きしておきたいと思ふんですが、新聞報
道などで見ると、これは行革審とも絡んでくるん
ですが、何か交付税率そのものをこの際削減する
とか議論するとか、こういう傾向が出ておるわけ
ですね。特にこの点で一つ確認しておかなきゃな
らぬのは、地方交付税が地方の固有の財源である
というのはこれはしばしば今まで大蔵大臣も確認
してきたんですが、この確認は今でも変わりない、
こう理解してよろしいですか。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる地方で自由に使
われる固有の財源である、こういうふうにし上
げておるわけでございます。

○佐藤三吾君 地方の固有の財源であると言ふな
ら、国の財政上の都合で率の引き下げが議論され
るべきでない、こう私は思ふんですが、自治大臣

いかがですか。

○國務大臣(小沢一郎君) そのように考えており
ますし、現在の地方財政の状況からいってもまた
引き下げるような状況にはないと、そのように思
います。

○佐藤三吾君 私もそうだと思うんですね。地方
交付税はすべて地方団体の財源を保障する内容の
ものですが、中身を見ると、基準財政需要額の
内容では義務教育、生活保護、公共事業、国の施策を
具体化するものが大部分なんです。したが
つて、交付税を抑えるということは国の政策遂
行を危うくするとか、こういうものも含まれ
ておる。これは自治大臣どうですか。

○國務大臣(小沢一郎君) すべての行政は国と地
方お互いが負担し合ひながら、協力し合ひながら
事業を行つておるわけでございますから、そのよ
うな意味におきましては先生のおっしゃるような
要素もあるのではないかと当然思つております。

○佐藤三吾君 したがつて、今地方財政は交付税
特会で五兆七千億の借り入れ残高があるわけ
です。これは五十年代に交付税が不足して本来なら
交付税の税率を変えなきゃならぬ、それを上げず
に附則措置でやつてきたところのツケがたまつて
おるわけですから、この金利負担だけで三千
五百億あるわけですね。六十六年以降は元本の償
還も始まるわけですね。こういうような情勢とい
うものは私は地方財政にとって大変厳しいと思
ふんです。ところが主計局が出しておる国と地方との
財政比較を見ると、まさに国の方が苦しくて地方
の方は軽いんだというふうな印象を振りまいてお
るわけですから、今後のあり方として大臣に
確認しておきたいと思ふのは、地方分権の推進が
大きな方向に私は向かうべきだと思うんですね。
でも、そのためには国の余計な関与、いわゆる補
助金の整理合理化、これを進めるのは当然であ
りますけれども、地方の一般財源、交付税の拡充も
当然考えていかなくちゃならぬと思ふんですが、大
蔵大臣いかがですか。これは自治大臣もひとつ。

○國務大臣(竹下登君) 元来、これは書生論みた
いなものでございまして、外交、防衛、治
安、教育、それは国のあくまでも責任で行うべき
ものでございまして、本来は身近な問題は全部地
方でおやりになつていくという姿が、私も地方議
会出身だからそういうことを言うかもしれませ
んが、幼少のころからそんな理想像を本當は描いて
おつたことがございます。

さはさりながら、それは言つても、いわゆる税
源がこれだけ偏つておりますと、やはり調整措置
としてもよろしい施策がとられなきゃならぬ、そ
れが昔では平衡交付金であつたんだらうな、今交
付税になつておるといふようなことを本當に若い
ときからそんな姿を考えておりました、なかなか
か言はうはやく行いはかたしといふことではござ
いますけれども、理念としては本當は私は地方分
権、地方自治のそういうものが最も好ましいじや
ないかなと今でも思つております。

○國務大臣(小沢一郎君) 地方自治の本来のあり
方につきましては、ただいま大蔵大臣から幼少か
らの理念を披瀝なさいましたので、私もそのとお
りと思ひます。しかし、それを實際に実現してい
くためには、おっしゃるとおり一般財源、地方の
税源を十分にしていかなければやれないわけだ
ので、その点につきまして先生のおっしゃるとお
り私も考えております。

○佐藤三吾君 自治大臣、あなたも大臣、竹下さ
んも大臣。派閥は親分と子分かもしれないが、
やっぱりこういう問題は遠慮なくさばさばやつて
いってもらわないと、地方自治体はこれはたま
つたものではないんで、そこら辺はひとつ毅然とし
て対処してほしいといふことをひとつつけ加えて
おきたいと思ひます。

そこで、時間がないものですから、檢察庁もお
待たせしておりますからちよつと燃工連の問題に
ついてお聞きしたいと思ひますが、法務省、燃工
連事件もそろそろ山場を迎えたような感じが報道
を見るとするんですが、これはいかがですか。
○政府委員(岡村泰孝君) 現在東京地検におきま
して燃系工連に関連いたしました一連の事件を捜

査中でございます。そういう段階でございまして、
その見通し等については申し上げかねるのでござ
います。

○佐藤三吾君 それにしても、私が指摘した稲村
代議士がようやく浮上したような感があるん
ですが、もう既に任意の事情聴取ですか、こういうこ
とを行つておるのですか。行つておるとすれば何
回ぐらいやつておるのですか。

○政府委員(岡村泰孝君) かねがね申し上げてお
るところでございまして、捜査の中身にわたるこ
とにつきましては申し上げかねるのでございま
して、ただいま御質問の点につきましてはそういう
事実があつたのかどうかのを含めまして申し
上げかねるのでございます。

○佐藤三吾君 檢察庁が発行した、特捜部ですか、
「巨悪眠らせまじ。若手が担う特捜檢察」、こ
ういふパンフを出してありますね。あなたは事件中だか
らと言つておられますが、この中では「燃系工連事
件強制捜査着手の朝」とかいふ記事も出ていま
すね。これはちゃんと燃工連をもう挙げて宣伝をな
さつておるんじゃないですか。

○政府委員(岡村泰孝君) ある事件につきまし
て、逮捕するとか捜査をするとか、そういうた強
制捜査を行いました場合は事柄が公になる場合が
多いわけでございます。また公益的な見地から
見ましても、そういう強制捜査を行ったような場
合には東京地検といつたしまして正式に発表する、
こういうことはあるわけでございます。しかし、
その他の場合に捜査の中身につきましては一々に
は申し上げられないと、こういうことでございま
す。

○佐藤三吾君 しかし、これをあなた「檢察 所
の素顔」と、三月に四千部を印刷して大学の法学
部や司法修習生に配布してある。「六十二年二月
十三日早朝、燃系工連事件第二次強制捜査着
手」、「昨年十月の捜査開始当初、特捜部員抜き、
主任檢察の私と新任檢察ら数名でスタートした捜
査班も、この日、百名余りにふくれ上がった」、「な
かなか映画もどきのような文章ですね」。

私はいいと思うんですよ、こんなに検察庁が頑張っておるということは、だから、今後は検事志望を大いに募集するという意味で出したんだらうと思うんですが、もうここまでするの大詰めに来ておるような感じがしますからね、私はこの辺でそろそろ、少し国会ぐらい片りんを出していただいたらいかがですかと聞いておるわけですがね。

○政府委員(岡村泰孝君) 先ほど来から申し上げておりますように、逮捕とか捜索とか、そういうたいわば公になるような強制処分を行った場合は、必要な事項は東京地検といまして、一般的に捜査の中心にございましては申し上げかねるのでございまして、その辺は御理解をいただきたいのであります。

○佐藤三吾君 報道によれば二人のMという名前が挙がっておるんですが、容疑が深いと。これは私が三月十五日に指摘した前の森文部大臣、武蔵元農水大臣の、こういうことですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 先ほど来から申し上げておることを繰り返すわけでございまして、捜査の中身にわたります事柄については申し上げられないのでございまして。

○佐藤三吾君 それからもう一つ聞きますが、稲村氏の件で元通産省生活産業局長から事情聴取、こう報道されているんですが、これは篠島局長のことじゃないんですか。

○政府委員(岡村泰孝君) ただいま御指摘の点につきましても申し上げられないのでございまして。

○佐藤三吾君 篠島局長の場合、私が指摘したようにこれは主役の一人ですね。ですから、そういう意味で事情聴取されたのかどうかわかりませんが、私も先般予算委員会でも言ったように、局長時代でも再三三石川を訪れておりますし、片山津でどんちゃん騒ぎをやったり、稲村さんの選挙区回りなどをやっているのは、これは語りぐさになっておるんですが、これは当然捜査の対象に入っておると、こう理解していいですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 先ほど来から申し上げておりますことを繰り返すだけでございまして、捜査の中身でございまして、そういう事実があるかどうかを含めまして申し上げられないのでございまして。

○佐藤三吾君 篠島さんは、昨年七月退職後、事件が発覚した後、証拠隠滅に小田さんと井上さんと大変奔走したと言われているわけですが、また同時に、その時点で小田さんと井上さんは事件を恐れて稲村氏と頻りに相談なさっておる、こういうことも私が指摘したとおりなんですが、これらも捜査の対象になっておりますか。

○政府委員(岡村泰孝君) どういう事項が捜査の対象になっておるかという点でございまして、個々具体的なことは申し上げられないのでございまして。

○佐藤三吾君 いや、もう一つ話を交えましょう。石川県の良川町というところがございまして。そこに、パッティングセンター、織り機、サイミングなどを手広くやっておるKさんという人がおるんですが、五年前より稲村さんの側近として、稲村派の県会議員候補に五十八年出馬して落選しております沢野井さんの保証人として数千万円を北國銀行、能登信金、延べにしますと大体二億四と言われているんですけれども、こういったお金を借りてその二〇%の謝礼を稲村さんに払ったという、これをぜひひとつ調査してほしい、こういう要請が私のところに来ておるわけでございまして、もしこれが事実なら私は出資法違反になるんじゃないかと思うんですけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 事実関係が明らかでございませぬので、今の段階で犯罪を構成するとかしないとかということは申し上げられないのでございまして。

○佐藤三吾君 これは大蔵省ですかね、所管は。二〇%といういわゆる手数料を取るといふのは出資法違反になりませんか。

○政府委員(保田博君) 急なお尋ねなものですから、私ちよつとよくわかりません。今至急調べます。

○佐藤三吾君 その間ちよつといきましよう。検察庁、三月二十日ですか、衆議院の決算委員会で我が党の新村委員が指摘したいわゆる石川県の設備廃棄業者からの訴えである、設備廃棄手数料として融資額の三%が規定であるにもかかわらず実際は一〇%強徴収しておる、こういう問題が出されておりますが、この七%強の行方がわからない、石川県の燃工会計にも入金されていない、こういう点が指摘されておるわけですが、これはどういふような捜査の段階としてとらえておるのか、もしおわかりになればお聞かせ願いたいと思ふんです。

○政府委員(浜岡平一君) ただいまのお尋ねの三%という数字は、多分全国連合会で手数料として徴収している比率のお話かと存じます。そのほかに、いわゆる産地組合と称しておりますが、県ごとの組合で別途手数料を個別企業から徴収しているケースがあるというところは承知いたしておりますが、石川県の場合に七%徴収しましてそれが帳簿に記載されてないという話はただいま初めて伺いましたので、今後私もいたしましてよく調べてみたいと思ひます。

○佐藤三吾君 警察庁どうですか……。岡村さんいかがですか。これは三月六日ですから、当然捜査に入っていると思うんですよ。わからないですか、岡村さん。

○政府委員(岡村泰孝君) ただいま御質問のありました件でございまして、私ちよつと承知いたしておりませぬので、今御即答申し上げかねるのでございまして。

○佐藤三吾君 あなた国会で取り上げたいろんな問題については当然捜査の中に含めておるといふことをしばしば答弁なさっているじゃないですか。三月二十日の衆議院の決算委員会の答弁は無視しておると、こういう意味ですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 燃系工連に関連いたします一連の事件につきましては東京地検捜査いたして

しておるわけでございまして。ただいま御質問の点は、何か石川県というところでございまして、その辺まで含めてやっておるのかどうか、私もちよつと承知いたしておりませぬので、ただいまのような答弁をいたした次第でございまして。

○佐藤三吾君 それでは、通産省が今調査をするというところでずから調べてほしいと思うんですが、もう少しづつ加えておきますと、新村委員が指摘したのはY社のことなんです、約三千万の設備助成金を受けて、そうしてこの中の手取り三八・一%相当分から約六百万が特別徴収として差し引かれておるわけですね。したがって、手取りの額は三〇%程度になっておる。石川県ではY社のような規模の会社というものが最低百二十社ある。約七億円以上の金が行方不明になっている。もちろん決算期や買い上げの時期それぞれ異なるかもしれないが、私どもが石川県の燃工組の決算報告書をもりました五十八、五十九年度は、その金は全然記載をされてないんですね。これが今地元では大変な問題になっておる。この点も含めてひとつ通産省の方で調査をしてほしいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(浜岡平一君) ただいまの御質問で、ちよつと御指摘の事項をつかみかねましたので漠然とした御返事を申し上げまして恐縮でございまして、ただいまの御質問承っておりますので、私どもの方も思い当たる節がございまして、御説明申し上げますと、五十七年度に行われました設備廃棄事業に関連をいたしまして仮より業振興基金というものを燃系工連でつくろう、設けようというようなことになりました、各産地の組合から代金の一〇・五%を徴収いたしまして、各産地の組合が徴収をいたしまして燃系工連にプールしたという事実がございまして。もちろん各事業者から徴収しているわけでございまして、今申し上げましたようなことでございまして、各産地組合はいわば徴収手続を代行しておりますので、各産地組合の帳簿には御指摘のように記載されてないのではないかと思います。

で、各産地組合から徴収いたしました合計金額が十六億円になりました。この基金を使いまして新しい技術の研究開発あるいは新製品の調査研究を行うというようなことが目指されていたわけでございますけれども、先生御承知のようにその後大変な業績不況が襲ってまいりまして、先行きの調査研究とか研究開発よりも目先の経営が大変である、この資金を返還してほしいというような声が出てまいりまして、たしかこの十六億円のうち六億円ばかりは各地域組合を通じて各企業者に返済をされたというぐあいには承知いたしております。残っております金額は当然燃系工連の帳簿にあるわけでございまして、経理上もその金があるはずでございますけれども、元経理課長三谷何し氏の使い込みがこの振興基金の残った部分に及んでおりまして、その部分のお金が行方不明にわからぬという状況になっているというぐあいに私どもは理解いたしております。

○佐藤三吾君 今局長答弁によると、県工組じゃなくて、これは燃工連の中に積み立てる新たな振興資金、それが行方不明になっておると、こういうことなんです、これは岡村さん、当然対象になつておると思うんですが、いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 三谷元業務課長の燃工連の資金の業務上横領事件について告訴を受けてまして、そこから本件の捜査が開始されたわけでございますので、そういう過程の中で必要な捜査は行つてゐるものと思われま。

○佐藤三吾君 これは国税庁も当然この問題について対象に入つておると思うんですが、いかがですか。大蔵大臣でも結構ですが。

○国務大臣(竹下登君) 国税庁来ておりません。

○佐藤三吾君 来てない。きようは当然来ておると思つたけれども、来てないの。

○政府委員(保田博君) お答えということではございせんが、国税庁はきよう参つておりませんので……。

それから、先ほどの件につきましては、何か一〇・九%を超える場合のようでございますが、

なお担当の銀行局長、今こちらへ向かつておりますので、間もなく到着すると思ひます。法律上は一〇・九・五%を超える場合が違反ということのようでございます。

○佐藤三吾君 手数料ですよ。出資法違反は五%じゃないんですか。

時間がないですから、それなら燃工連問題の返事が来るまで、ちよつと厚生大臣おられますからお聞きしておきたいと思ふんですが、先ほどの話と関連するんですが、国保の問題です。健保とか共済とかいうのは使用主がおつて被用者ということになるわけですが、国保は使用者がおらないから、たまたま市町村が代行しておる、そういうふうには私とはらえておるわけですね。したがつて、こういう市町村に何か地方団体の固有事務みたいな印象を与えて、そして財政難という理由のもとに国の財政負担を含めて責任を負はせるとか、こういうような考え方、これはないでしよう。

○国務大臣(今井勇君) これはございせん。

○佐藤三吾君 最近、この問題について都道府県に、おたくの何かの審議会じゃないかと思ふんですが移すと、こういうような議論がされておるといふふうには聞いておるわけですが、そういうふうな議論がこれほどしててもやっぱり負担を持つべきだと、こういう考えがあるんじゃないかと思ふんですが、これはいかがですか。

○国務大臣(今井勇君) 国民健康保険の運営の主体の問題につきましては在来からいろいろな議論がございまして、先生おっしゃいます都道府県論といふのもその一つであることは間違ひありません。それとまた、保険者を都道府県に移した場合には、財政規模が拡大するとか安定化するとかいふメリットもありますが、一方、市町村が行つておられます地域の保健事業というのがあります、保健医療事業。これは国保の制度と極めて密接な結びつきがありまして、市町村もこのことに非常な熱意を持ってやつておるわけでございます。したがつて、直ちに国保を都道府県管の直営にするということは考えておりません。ただ問題は、過疎

地域で規模が非常に小さくて財政力の著しい市町村があるわけですね。島で、御蔵島ですか、というふうには、百人とか百人足らずというところがあるわけでありまして、そういうところ、安定的な運営ができるように配慮することもやっぱり必要だと思ひますので、こういった点も含めて引き続いて検討してまいりたいと思ひます。原則として今市町村ということでは、市町村から都道府県に移そうという考え方はございせん。

○佐藤三吾君 考え方がなければ結構なんです、しかしそういう議論も何か報道で私見かけたような感じがしますから、お聞きするんですが、これはやっぱり大蔵大臣にも聞いておきたいと思ふんです。

私は、さつき言つたように、働いておる人の場合は、被用者の場合は使用主がありますから、この場合の市町村というのはまさに国の事務の代行をお願いしておるのであつて、だからといつてまたここに、今厚生大臣はないと言ひながらも小きなところの場合には云々という議論が残るやうに、県に持ち込んで、同時に財政負担もいふにおいがするんですね。もしそれなら国が一本化するばいい。やはり少なくとも、こういうことで財政負担をかりそめにも自治体がすべきだといふ論理は財政当局としてはとるべきじゃないと思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 今厚生大臣からおつたやつた基本的な考え方、厚生大臣のお答えのとおりじゃないかなと思つて私も承つておりました。基本的に今佐藤さんおっしゃつたので大体いいんじゃないかという、私も素人でございますが、それからまた、日本統一保険というのはなかなかあれは、これこそ若いころ安恒さんに習ひましたですけれども、もう二十年も前の話ですが、なかなか難しい仕組みだといふことも私は勉強させられたことがございまして。

○佐藤三吾君 これは自治大臣も決意をひとついたしたいと思ふんです。

○国務大臣(小沢一郎君) 厚生大臣、大蔵大臣も

御答弁がありましたように、私もそのように考えております。

○佐藤三吾君 わかりました。

来ましたか……。

○委員長(嶋崎均君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(嶋崎均君) 速記を起こして。

ただいまの佐藤君の質疑に關しましては、調査の上、佐藤君のところに連絡を申し上げるということで決着をさせていただきたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○佐藤三吾君 そういうことで結構だと思ひますが、刑事局長、この問題については何か本物を逃して外側だけ押さえる、こういうような印象が国民の皆さんの中にあるんですね。やっぱり本物はきちつと押さえていかなければいけない。そういうしないと、伊藤さんが言う巨悪は眠らせないと、その辺の決意だけ聞いて終わりたいと思ひます。

○政府委員(岡村泰孝君) 東京地検におきまして、昨年の暮れ以来、燃系工連事件につきまして鋭意捜査を遂げているところでございまして、東京地検といたしましては、事案の実態を解明いたしましたので、その間刑罰法令に触れるような行為があるならば、これに對しましては厳正に對処するものと思つております。

○委員長(嶋崎均君) 午後一時に委員会を再開することとし、これにて休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後一時七分開会

○委員長(嶋崎均君) ただいまから補助金等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○川田貞子君 私は婦人の立場から、婦人にかか

わる問題について伺いをいたしますが、その前に先般来ずつとこの委員会の質疑を聞いておりました素朴な疑問を二、三持ちましたので、補助金に関する基本的な問いをまず二、三させてみていただきたいと思いますように思うのでございます。

まずこれは厚生大臣にお伺いをいたしますが、厚生省の福祉予算等に限定することではないんですけれども、国の責任範囲がどこまで及ぶのかというようなことについてずっと話を聞きながらやはり思いました。難しいことは申しませんが、結局例え、厚生省の関係でいきますと老人ホームへの収容を機関委任事務から団体委任事務に持つていくとか、あるいはまた身体障害者福祉法に基づいて更正医療機関の指定権限を厚生大臣から知事へ委譲したというようなことが挙げられておるわけですね。私は、こういうのを見ながら、そうした権限が地方にゆだねられていくことも考え方によっては地方の自治拡充ということではある意味でいい面もあるのかというふうに思うのでございませうけれども、やはりその責任範囲といいますが、そういうものを国でもしっかり確認をしておいていただかなければならないということでございます。特に福祉問題に関しては憲法二十五条等にも保障されておりますように、国民はひとしく国からその恩恵を授けられるというふうに私は考えるわけで、まずそうした基本的な立場から厚生大臣の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(今井勇君) 私、福祉の水準というのは極めて大事なものでありましてこれを低下させてはいけない、このような基本認識を持っておるわけでございまして、今度の場合でも補助率の引き下げに伴います地方の負担増につきましては、先生御案内のように、所要の地方の財源対策を講じておるわけでございまして、したがって補助率の引き下げに伴いまして地方の福祉のサービス、福祉の水準というものは低下をさせまいけない、またそのように一生懸命頑張つてまいりたい、このように思つておることを基本といたしております。

○刈田貞子君 できるだけ差をつくつてはならないというふうなことをおっしゃつておられるわけでございますけれども、例えば生活保護等で見ますと、昨年の六十一年の四月から生活保護を受ける世帯数が落ちてまいります。それまでは昭和五十年からの数字を見てみても、生活保護世帯というのははずつとふえてきていた数字がございまして。昨年一年で、十一月の末ですけれども、保護世帯が二万減つております。それから保護実人員で見ても、その同じデータで五万人少なくなつてきているんですね。今地方によって差をつけないというふうな話もございしましたけれども、昨年の四月以降に保護世帯の人数が減つてきているということに関しては、やはり昨年来行われております補助金一括削減によるものがかなり影響しているのではないかとこのように思うんですけれども、これは厚生大臣いかがですか。

○政府委員(小島弘伸君) 確かに先生御指摘のとおり、生活保護の人員は現在減少の傾向を示しております。現在では一、二%を切つていような水準になつていられるかと思ひます。生活保護の受給人員の変動を見ますと、主としてやはり景気の動向に左右される、景気が悪くなつたりよくなつたりすると一年おくれでその影響が出てくるように見受けられます。また直接的な因果関係がありますのは、やはり有効求人数と申しますか、完全失業率の動向とも密接不可分の関係にあつて、これはこゝに二年來と申しますか、五十九年、六十年ぐらゐのその大きなテンポではないかと思ひますが、やや景気の回復を反映しているんだらう、こういうふうに見えております。

○刈田貞子君 それで補助金の問題を討議しました検討会では、提言の中で生活保護等に関する問題だけが意見が分かれたというふうな何つておるわけでございますが、補助金問題検討会報告の中でもそういうことがあられるわけですが、三分の二にいう意見と十分の八に反すべしという意見があつたということで、これは調整がで

きず両論併記であつたということで、いかに生活保護にかかわつて論議が集中していたか、そしてその生活保護というものがやはり福祉の一番基本の問題であるだけに、私はそのような現象があつたんだというふうな思ふんですけれども、この問題について補助金問題関係協議会では、暫定期間終了後そのあり方について改めて大蔵、厚生、自治の三大臣で協議をするということになつて落ちになつていられるわけですね。これは今後どういう形で考えていられる御方針なのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(竹下登君) 生活保護の問題、これは先生も今おっしゃいますように、おとしの予算をつくり出すときに随分勉強しました。戦前は確かに半々、それから当面全額がございました。敗戦直後でございまして。二十一年に物すごい議論をして、そこで結局八、二というものにしたわけです。その後ずっとこれが続いてきたというのは、しかも引き下げるべきであるという意見も余りないままにずっと続いてきたわけでございますが、昨年度の措置としていわゆるアバウト一律カットというので、十分の七ということにさせていたのだ。

ことしは、検討会で今御指摘になりましたように、そもそも簡単にしようや、二分の一と三分の二と三分の一と。そこで私どもは三分の二を主張したわけでございます。検討会でも意見が分かれたわけでございます。で、両論併記になつて、それで関係協議でそうなるか決まなさいかぬというので、妥協と言ふとちよつと表現悪うございまして、それが十の七で当面行こうと。だから暫定になつた要因も一つはそこにあるわけでございます。それで今度は三年後どうなるかというところ、その時点における経済情勢とかあるいは国、地方の財政状態とかいろいろな問題をも加味しながら三大臣で協議してまた決めよう、こういうことでお願いすることに相なつた。だから単純にもとへ戻るものであるという前提ではございませぬ。そのときにまたやろう、こういうことでございませぬ。

○国務大臣(今井勇君) 大蔵大臣からも答弁がございましたが、私どもは生活保護に對します基本的な考え方と申ししようか、これは先生おっしゃいますように、憲法二十五条の理念に基づきまして、最終的には国の責任で国民の最低生活を保障するものであることは、これは御指摘のとおりでございます。同時にまた、地域住民の福祉に責任を持ちます私どもから見ますと、從來から生活保護費の一部を地方公共団体が負担をしていのも事実でございます。

そこで、今回の措置というのは、生活保護の水準というのは維持しながら国と地方の負担割合といふものを変更するものでございませうけれども、これに伴います地方の負担というのはやはり地方財政対策を通じて措置をいたしますし、さらに生活保護の臨時財政調整補助金というものを計上して私どもは適切に対処したものだと思ひます。このように生活保護の運営につきましては、財政面におきましては私は万全の措置というより、今のところできるだけのことをやつてまいつたというふうに考えておるものでございませぬ。

○政府委員(持永義民君) 生活保護の補助率につきましてはこれから改めて検討と、こうなつておるわけでございます。今後検討する際に私ども自治省の考え方としては、一つには、やはり憲法二十五条なりあるいは生活保護法の第一条にも書いてございませうが、国の責任が非常に重い分野の仕事であるということがまずございませぬ。もう一つは、検討会の今回の報告にもございませうように、補助率の見直しは国と地方の役割分担の見直しとあわせてやるべきだ、こういうことが書いてございまして、生活保護につきましましてはある程度地方に自由裁量を持たせるといふような性格のものではないのではなからうか、やはり国が画一的にやるといふべきものだらう。そういったしますと、国と地方の役割分担の見直し、事務の見直しということもなかなか難しいのではなからうかというふうな気もいたしますので、そういうことからいた

○刈田眞子君 今生活保護費なんかについては、これは地方自治体の自由裁量に任せるべき中身ではないのではないかとというようなお話があったわけでごさいますけれども、このたびの措置の中で機関委任業務といえますか、団体に委任される、委譲されるということがかなり多く行われるわけですね。そういったしますと、私どもこれは大変素人的な考え方ですけれども、財政事情の良好な地方公共団体で受けるサービスと、それから非常に財政の苦しい団体が行うサービスというふうなことで差がつくのではないかとというふうに、大変素人的な考え方ですけれども、私は現にそれがあつたことを知っております。

先回参考人の方の質疑のときにも、行政サービス
の低下を招かざるを得ないというふうなことを
参考人の方がおっしゃっておられましたし、こと
しはとにかくたばこ税でいきさか助かっている
というふうなことをおっしゃられましたし、国より
も地方が豊かであるというふうな考え方に立つて
もらつては困るというふうなこともあつたわけで
すけれども、国民サービスに関して差ができる
というふうなことを、特に福祉に関してはこういう
こととはどうなんでしょうか。厚生大臣にお伺い
します。

○政府委員(小島弘仲君) 先生御指摘のように、現在機関委任事務という形でやっております体系の中でも地方によっていろいろ差があることは事実でございます。しかし、この差と申しますのは、全部国が示した基準にどれだけ上乗せるか、あるいは費用徴収なんかどれだけ緩和するかという意味での差でございます、国が必要とする最低のと申しますか、この辺の水準が適当であるというところは担保されている、どの地方公共団体でも担保されていると考えております。

○刈田貞子君 地方財政に必要な措置を講じているということでありましたけれども、これも私はわからないので教えていただきたいんですが、地方財政法第五条、この趣旨に照らしますと、今回財源不足を地方債で措置する、つまり経常経費の財源不足を地方債で措置するというのはいかがなものでしょうかというふうに思います。これは単純にそう思うんです。いろいろ伺いますところによりますと、工面をして筋論をつくっておられるようでございますけれども、私はやはりこの五条の精神にいささか反するのではないかというふうに思うんですが、これはいかがですか。

○政府委員(持永堯民君) 經常經費の影響額六千
百億円ございますが、その一部につきまして地方
債を使うことに相なっております。

今第五条との関係で御質問でございますが、二通りあると思うんですけれども、趣旨としてどうか、要するに適切かどうかという問題と、五条に違反するかどうかという二つの問題があらうかと思ひますが、前段の適切かどうかという問題でございます。

ますけれども、基本的に申し上げますと、こういった財源の措置を行う場合に地方税でありますとか地方交付税でありますとかいう一般財源で、つまり返済が要らない財源で措置することが望ましいと思っております。しかし、現在の国、地方

の財政事情の中で、現実問題としてそういう措置をとることも難しいということでございます。また、建設地方債を活用することもやむを得ないのではなからうかというふうに考えております。ただ、地方債でございますから将来当然償還が

出てまいります。したがしまして、この償還につきましては一部は後年度におきまして交付税を加

それから二番目の違法かどうかという問題がございますが、今ちょっと御指摘になりましたように工面をしてというお話がございましたが、技術的な問題でございまして詳細は申しませんが、けれども、地方団体で予算を組む段階では、経常経費の財源には一般財源を充当し、建設事業に起債を充当すると、こういう形になりますので、法律に違背するという形には相なりませんので御了解いただきたいと思います。

○刈田貞子君　大蔵大臣、それよろしいんでしょ
うか。今六千百億円の経常系統で補てんをしなけ
ればならないということですよ。私は法律の読

み方がよくわからないのですけれども、やっぱり適債事業として定められているものがあるわけですから、その筋論から言いますとどうしても筋が遠う。そこで苦肉の策をやっているというふうにしか思えないのですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 感じとしてそうお受けとめになるということは私もあり得ると思います。

經常経費の不足分に回しますから、したがって、結果財源不足が生ずる今度は投資的経費について地方債がそれに回っていく、こういうことになり、ますから、いわゆる投資的経費を賄うための建設地方債である、こういうことになるわけです。こ

の一万円札は地方債、これは交付税とは金に書いてありませんが、筋道で言えばまあそうなると。今まではいわゆる投資的経費に一般財源からも出されておった、それが出せなくなる、不自由になるから建設地方債をもってこれに充てると。だから

ら、建設地方債ということでございますので、これはいわゆる第五条に反するというようなことはない。

ですから、おっしゃっているお気持ちには非常にわかりますが、したがつて財政法違反ではない、こういうことが言えるわけでございます。

○刈田貞子君 次に、各論の方に入らしていただきますが、今回の補助金のカットについて見させていただきますと、母子保健法関係について未熟児養育費等補助金、それから妊婦乳児健康診査費等補助金、これが昨年の十分の七からまたことし二分の一になっているわけですが、この辺の事情を教えてください。

○政府委員（坂本龍彦君） このたび補助率につきまして、いろいろな制度を通じて、補助金問題検討会の御報告を踏まえて地方の自主性を尊重するという観点から、事務事業の見直しを行いまして国の補助負担割合を変更しようということになっておるわけでございますが、ただいま御質問なさいました未熟児養育費等補助金及び妊婦乳児健康診査費等補助金につきましても補助金の見直しの一環として行うものでございまして、特に母子保健固有の考え方と申しますか理論と申しますか、そういうものとして行うというものではございません。あくまでも各般の補助金の見直しの一環として行うものでございます。

なお、補助率の改定に伴います地方公共団体の負担増分につきましては、他の補助率の改定の場合と同様に所要の地方財政対策の中に含めて講じられておりますので、事業の執行には実質的な支障はないものと考えておる点も他の場合と同様でございます。

○刈田貞子君 妊婦乳児健康診査費でございますけれども、今の我が国の妊婦の死亡率は他国より

も高い。ふえてはいないけれどもその水準はずっと保たれているという形で、これは私も調べてみて意外だったわけだけれども、ある水準であるわけですね。それから、乳児については特定の疾病で死亡、いわゆる感染症等というものの死亡は少なくなっているけれども、異常児等の原因で死亡するというような例が多くなっているという実情があるわけでございます。

例の母子手帳に書いてあります。妊婦の健康診断後特定の疾病が認められた者に關して特定医療機関にかかった場合の経費の公費一部負担というのがありますね。その実情を調べたんですけれども、これは枠が余っているわけですね。それは知られていないということもありまして、そういうけれども、母子手帳に書かれてあるのだから読む人はわかってはいるわけですが、所得制限があるわけですね。所得制限があるために使われないということ、三つの区を調べてみましたが乳児の方の分に関してもそれから妊婦の方の健康調査の分に関しても、いずれも枠が余っているわけでありまして、決してたくさん経費があるわけではないのに余っております。それから、未熟児養育費の方はこれはパーフェクトに使われております。

これでお伺いするのですが、この妊婦乳児健康調査費というのはなぜそんなに使われていないのでしょうか。

○政府委員(坂本龍彦君) 今、妊婦乳児健康調査費について余っているという御指摘でございますけれども、私どもの方では余っていないという認識は持っております。予算につきましては毎年必要と思われる額を計上いたしまして、最近では出生数が減っているという事実もございまして、昔のように対象の児童数がふえて予算を大幅にふやしていかなければならぬということはないわけでございますけれども、結果として予算が余っているということはないと認識しております。

○刈田貞子君 これは届け出制ですか。
○政府委員(坂本龍彦君) 届け出制と申します

か、つまり妊婦の方の自主的な申し出に基づいて行うものでございます。

○刈田貞子君 それがやっぱり原因しているというふうに思いますし、それから所得制限のところも調べてみてもらいたいのですが、そういうものが私はかかわっているというふうに思うので、ぜひせつかくにある補助金でありまして制度でございまして、十分に使われるべきだということに思います。妊婦の健康診断、大事なものであると思いますし、乳児、新生児等の健康診断についても私は大変に関心を持っているものでございまして、この辺十分にしていきたいというふうに思っていますのでお願いいたします。

次に、婦人保護事業のことについてお伺いをします。このたびの補助金一括法案の中でも婦人保護事業は昨年の十分の七から二分の一に減額をされてきているわけですが、これも措置をとるので事業には問題ないというふうにおっしゃるかもしれませんが、少し具体的なお話をしてみたいというふうに思います。

ことは売春防止法が制定されてから三十年代になるわけでございます。売春防止法の見直し等いろいろ議論がございまして、総理府の売春対策審議会が先ごろ来検討されておりました報告書等も出まして、私はこの売春防止法に關してここ数年月来関心を持っておたわけでございますが、婦人保護費がまた減額をされているということに關しては大変残念に思っております。

で、お伺いをしますが、このたびの中曽根総理及びその周辺でどうか、関係者でどうかに出されました売春対策審議会の報告書を総理府はどのようにお受けになつていらっしゃるのでしょうか。

○説明員(川村忠太郎君) 本調査は、売春対策審議会の提言の基礎資料とするために、売春行為者の実態を明らかにしようということで昨年総理府が実施したものでございますが、実態調査の内容をいたしましては、売春の形態と売春行為者の経歴等でございます。

でございますけれども、便宜的に五つほど分けましたが、その中で派遣型の売春、これが非常に多いという結果でございましたが、そのほか個室浴場型、街娼型、風俗営業型、新風俗店型の五つに分けて調査をいたしましてこの順に多いということでございます。

それから、一応内容を申し上げますが……
○刈田貞子君 内容がなくて、それを受けてどうするのですかと聞いているんです。

○説明員(川村忠太郎君) これは総理府に設置されました附属機関であります審議会からの提言でございまして、それを尊重して各行政機関が売春防止行政を実施していくことになるわけでございます。

○刈田貞子君 それで、これは厚生省の方にお伺いするんですが、婦人相談所職員設置費というのは昨年六十年から一般財源化されましたが、それでこの一年を振り返って相談所の活動に支障がなかったかどうか、これを一番の関心事として皆様か聞っておりますので、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(小島弘仲君) 御指摘のように、婦人相談所職員設置費につきまして、他の相談機関の職員設置費と同様に六十年代から一般財源化しております。これにつきまして地方交付税という形で地方財政計画上の措置が講じられておりまして、実態を見ましてもこれによって機能が低下したとか、活動が停滞しているという実態はないものと考えております。

○刈田貞子君 そうじゃないんですね。実態は停滞しているんですね。市によつては婦人相談員なかなかいないところもできてきた。それから母子相談員と兼務させられている例が非常に多くなつてきている、こういう実態はわかりませんか。

○政府委員(小島弘仲君) 相談員の設置費等については現在もこれを、正規の職員と違ひましていろいろ予算上も配慮しているところでありまして、活動費等についても増額を図つておる、その活性化に努めておるところでございます。

ただ、地域によつて差がありまして、いわば売春事犯というものが少ないところは置かないケースもあるかと思ひます。また他の職員と、いろいろやってみて合理的だと思ふ場合に兼務と、これは非常勤職員でございまして、兼務というケースはあろうかと考えております。

○刈田貞子君 これは兼務ないしは非常勤でもよろしいわけですね、法律的にはよろしいわけですね。

○政府委員(小島弘仲君) 非常勤という形がいい形になっております。

○刈田貞子君 それで私は、婦人相談員さんの状況についていろいろ伺わせていただいておりますけれども、なかなか大変な仕事でございまして、

この中で、先ほど申し上げました総理大臣への審議会からの御提言の中に、やはり婦人相談所及び相談員の、今お答えの中にもありましたけれども、活性化ということが一つたわれております。いろいろ申し上げたいこともありますが、

も、今回補助金にかかわつて私お願いをすれば、婦人保護事業、そして婦人相談所及び相談員の活性化にかかわつて、その事業の見直しあるいは待遇の見直しということをしていかなければならぬのではないかなという思いを持っております。

それはつまり、今までのように、売春防止法にかかわる環境、実態というものが変わつてきていることは厚生省もよく把握していらっしゃると思います。これは厚生省もよく把握していらっしゃると思います。収容率は四四％と極めて低くなつてきておりますね。それで相談員さんの動きというの、むしろ売春を犯した人を指導するというよりは未然防止という話に事が変わつてきているわけでございますね。そういったこと、やはりその事業内容というの、私はまた別な意味でかなり広範なものになろうかというふうに思ふんです。

したがって、婦人相談所の機能あるいは相談員さんの立場というものを私としましては重視してもらいたい、こういうふうに思ひますし、未然防止という問題についてまた後ほど申し上げますけれども

も、このことについてはいかがですか。

○政府委員(小島弘伸君) 確かに総理府の方からお話がありましたように、最近の売春の形態と、このか動機その他売春に走る方々の生活環境、家庭環境というのは従前と大変な違いが出ておると考えております。

したがって、未然防止を中心とする指導なんかについても従来の方々を対象とした場合とはもって別の工夫と申しますか、別の案が必要かと考えておりますので、今後そういう売春の動向を勘案しながら、職員に必要な研修等に努めてまいりたい。特に未然防止につきましては、未成年者の売春も多いというようないふこともありまして、その動機と申しますかそれに走った環境が盛り場ということもありまして、その辺の巡回、指導、相談ということについても重点を置いて考えていかなければならぬと考えております。

○刈田貞子君 この報告書を見ますと、先ほど総理府の方からお話がありましたが、売春防止法等で該当してくる事犯の例というのが違つてきております。例えば五条違反というようないふもの、つまり勧誘等にかかわる事犯でございまして、五条違反というようないふものはだんだんなくなつてきております。そして六条違反というものは十条違反でございまして、売春助長事犯、こういうものが非常にふえてきている。六条違反、十条違反等を含めると五十九年度ではその二つで八割を占めている、つまりあつせん等の違反あるいは売春をさせる契約等の違反、これで八割を占めているという実情にあるわけですが、これは厚生省ですか、こういうものに対しては今後どういう取り締まり等ができるわけですか。

○政府委員(新田勇君) 取り締まりというお話でございまして、警察の方からちよつと申し上げてみたいと思ひます。

検査状況を通じて売春の最近の様子を見ますと、おっしゃる通りに派遣型と呼んでおりますものが大変多くなつてまいっております。統計のとおり方もあるわけですが、売春防止法違反

プラス売春に係るその他の法令の違反というものがあわせて私どもは売春事犯と呼んでおりますが、それによりまして派遣型というものが全体の九割になつておるといふことでございまして。しかも、その形態が年少者にかかわつてくるものが多く、このこととございまして、取り締まりの重点は年少者がかかわつてくるものと及び性を売り物にするプロカーのようないふもの、これを中心に取り締まつてまいりたい、かように考えておるところでございまして。

○刈田貞子君 それから法務省にお伺ひいたしますけれども、出入国管理令違反の中でいわゆる資格外活動、これに属する人がどのくらい入つておりますか。これは五十九年度でも六十年でも結構ですが、教えてください。

○政府委員(小林俊二君) お答え申し上げます。昭和六十年度の統計でこれを見ますと、入管法違反約七千七百件のうちに資格外活動が占めます件数は比較的少のうございまして二百十八件でございまして。最も多いのは不法残留でございまして。不法残留と申しますのは、指定された在留期間を超えて我が国に在留するわけでございますが、その大半は、先生の御指摘のようないふ業務に従事する人々でございまして。この件数が六千五百九十二件に上つております。そのうち資格外活動が絡んでおるのが五千四百十一件ということになりますので、先ほどの資格外活動二百十八件と合計いたしますと六千六百二十九件の案件が昨年一年間で摘発をされたことになるわけでございます。

○刈田貞子君 それでは、警察にお伺ひしますけれども、七千七百件のうち六千件がいわゆる国内において売春等にかかわる資格外活動をしているのではなからうかというたゞいまの法務省のお話なんです、こうした外国から来た人による売春というやうないふことも、今回のこの報告書の中に特色ある現象として、「外国人女性を使うケースが目立つてゐる」といふやうないふことが書かれておりますけれども、警察はこういう実態をどのようにとらえておられますか。いわゆるジャパゆきさん

の実態です。

○政府委員(新田勇君) 御指摘のように、我が国へ入国してくる外国人の中で観光ビザのやうないふものに入つてきて売春に關与する数、あるいはその割合が高くなつてゐるといふことは承知いたしておるところでございまして。六十年中に警察が売春に關連事犯といふことで取り扱つた外国人女性、これは全部検査するといふわけではございませぬが、罰条に当たらない者もいるといふことでございまして、そういう取り扱つた者の数は六百七十名の増といふ増分でございます。国籍的に見ますとフィリピンが大体半分、次いで台湾、タイ、韓国といったやうな順になつております。

○刈田貞子君 昨年、ケニアのナイロビで世界婦人会議が開かれました。そのNGOフォーラムのときに私も大変恥ずかしい思いをいたしましたけれども、日本は売春のメッカであるといふやうないふことで話に出ました。そして、そうした世界的な認識があるために、海外からかくなる女性がたゞさん入国をしていくといふやうないふことがありまして、これは先進国あるいは第三世界等も含めて世界的な規模で女性たちが防止していかなければならないといふ話があつたわけでございます。これは取り締まりといひますか、そういう方法はどういうにすればよろしいんですか。

○政府委員(新田勇君) 外国人女性による売春事犯といふのは私どもの取り締まりの方針の中でも一つの項目として取り上げていまして、そこに重点を注いでいるわけでございます。外国人女性が入つてくるにはそれなりのルートがある。現地でプロカーがそういう人々を募集いたしますし、日本へ入つてくれば入つてきたでそういうものをあつせんする悪質な芸能プロダクション、旅行代理店あるいはそれに絡む暴力団関係者といふことがございまして、こういった外国人女性の背後にいる関係者をほかのいろいろな法令を活用いたしまして取り締まるということとしておるところでございまして。

昨年の十二月に山形県警察が検査した事案がございまして、これは七人のフィリピン女性を使つて売春を行つていたわけでございますが、検査した法令名は職業安定法違反が二人、それに不法残留していたといふことで出管法の違反、こういうものを駆使して検査してまいりたいと、かように考えておるところでございまして。

○刈田貞子君 私は、できれば何とかこういう現状がなくなることが大変好ましいわけですから、取り締まり等もよろしくお願いしたいといふやうに思ひます。

それから、時間の関係で大変飛び飛びになつて申しわけないんですけども、これは厚生省にお伺ひをするわけですが、先ほどの売春対策審議会の御提言なんか今後どうするものに使うのかといふやうに私は伺つたのは、売春法の改正といふやうないふことで持つていくのかいかなのかといふことを含んでお伺ひをしていくわけでございますけれども、先ほど来話がありまして、今日の売春といふのは低年齢化をしてきております。したがって、そうしたものに對する防除策といふことも考えていかなければならないわけでありまして。

これは、過日新聞等で報じられたので多くの方が御存じでございますけれども、例の千葉県に起こりました市議会議員による売春事件でございまして、けれども、そのときに、売春を行つた市議会議員は罪に問われない、そのあつせんをした真ん中に入つた中学生だけが五条違反で、罪に問われた。そして、そうした市議会議員はめさせるべきであるといふやうないふ一万有余の署名が集まつたにもかかわらず、その本人は依然として議場にいらつてゐるやうないふことから、つまり、児童福祉法でも改正しない限りこうした未成年を相手にする売春といふやうないふことがなかなかとまらないんです。つまり、未成年、青少年を保護できないんじやないかといふやうないふ思いがあらますし、そうしたお声がたくさんあるわけですね。こういう問題について厚生省はいかがですか。

○政府委員(坂本龍彦君) 児童福祉法ということでお尋ねございましたが、児童福祉法は、満十八歳未満の児童に対してその生活の保障や健全育成ということを目的にしている法律でございます。すけれども、一方において売春の問題となりまして、これは売春防止法で年齢を問わず規制をしておると私も理解しております。やはり児童問題とかかわり合います。児童福祉法と児童福祉法の中に特に売春という特定の事項について規定を打ち込むということになります。いろいろ難しい問題が出るのではなからうかと考えております。

今日のそういった年齢の若い人の売春の問題のように、例えば売春をしたという女性の方から見ますと、いわば非行あるいは場合によっては犯罪行為、さらにその中間的な違法行為と申しますか、そういうことになってまいりますけれども、他の法令に触れる、他の法令に違反する行為というのはいろいろ考えられるわけでございまして、そういった場合にはいろいろ指導とか、教護院における教護とか、そういった共通の施策をもって対応しておるわけでございまして、その中で特に売春だけという見地からの規定をまた置くということとは非常に難しいのではなからうかと考えておる次第でございます。

なお、現行の児童福祉法におきましていろいろ講じられる対策については、今後ともできるだけそれを進めていくように私も考えてまいりたいと思っております。

○刈田貞子君 この報告書、御提言の最後にありますものの中に、青少年が、特に低年齢層がこうした売春等に走るということの中に、一部のマスコミあるいは情報提供産業の記事、報道、広告といったものを規制しなければならぬということが書かれております。一方でその調査の前半の中に、青少年で売春を行った者がこうした広告あるいは報道等を見ていなかった者は売春初回において大変抵抗を感じた、ところが、こういうつまり新聞記事や報道等を読んで知っていた者は何の

抵抗もなく初回の売春に応じられた、こういうアンケートが数字でびっちり出てきているわけですね。この調査自体にもいろいろ問題があったし、かなり強行した形でなされた調査だということに伺っております。いざいざ問題あるんですけれども、そのデータを有効に使わしていただくとしたら、そういうものが書かれておるわけですね。したがって、この種の情報提供産業、こういうものについてはかなり厳しい取り締まりをしていかなければならぬだろうし、自衛を指導していかねばならぬというふうに私は思うんです。売春防止法の所管の省庁はどこですか。責任持って答えてくださいよ、大事なことを言っているんですよ。

○説明員(川村忠太郎君) 法務省、厚生省でございます。共管でございます。

○刈田貞子君 情報産業を取り締まってくださというふうにお願ひしています。厚生大臣でもいいわ。情報産業をしっかりと取り締まりましょうということなの。そういうもので侵されていきます。だから青少年がこういうところに抵抗なく走るんですよというところなんですよ。だれだつて常識的に答えられることじゃないですか。

○国務大臣(今井勇君) 大変申しわけございせん。おっしゃる通りでございます。私も孫を持つ親でございますし、各省とよく相談をいたしまして、本当に先生のお気持ちがあわれましますような努力をさせていただきたいと思ひます。

○刈田貞子君 愛人バンク、デートクラブ、ホテル、マントル、こういう新しい売春形態を宣伝するために、それに使つていこうとあるいは広告、こういうものが実ははんらんしているんですね。これを取り締まらずして低年齢層の売春を取り締まるといふことにはなりません。したがって、私はどうしてそういう策を講じていただきたいというふうに思ひます。

け込む婦人保護行政、こういうもののPRは逆に何にもされてない、広報不足なんですね。だからそのPRに積極性が欠けると。売春防止のために婦人保護は不可欠であり、拡充強化が必要なんだと、こういうことに一生懸命取り組んでくださっている婦人の団体からの御要望でもあります。したがって、こういう保護行政、こういうもののPRも私はしっかりとさせていただきたいというふうに思ひます。

申し上げたいことは非常にたくさんございまして、けれども、とにかく世界に冠たる売春国だなんていうふうには言われないうちに、ぜひきちつとした性のあり方、正しいあり方、こういうものを私は青少年に教育していきたいし、またそういう社会づくりをしていきたいというふうに思ひます。なかなか言い尽くせませんけれども、最後に大臣の答弁を伺ひまして質問を終わります。

○国務大臣(今井勇君) 先生が言われますように、最近の売春につきましては、売春形態の多様化あるいは低年齢化、小遣い稼ぎといったための安易な売春といったものの、極めてそういう意味の増加の傾向が見られますことは事実でございます。厚生省といたしまして、このような変化に対応いたしまして、転落の未然防止あるいは自立更正といった観点に立ちまして、効果的な婦人の保護事業ということのあり方につきまして十分検討して、先生の御趣旨に沿いたい、こう思っております。

○吉川春子君 それでは質問をさせていただきます。昭和六十一年度予算は、第二臨調が昭和五十六年三月に設置されてから五年度目の予算であります。臨調行革以前の昭和五十六年度と本年度を比べてみますと、この間軍事費は三九・三%ふえたのに対して、文教予算は逆に三・六%減つています。つまり文教予算に対して軍事費の伸び率が十倍という異常な数字になっております。臨調行革のねらいがどこにあるのかということはこの数字上はつきりとあらわれていると思ひます。

そこで、文部大臣にお伺ひいたしますが、六十一年度予算の一般会計に占める文部省予算の割合が、戦後の一時期を除いて最低の八・五%となりましたけれども、このこととあわせて軍事費の伸び、それに対する大臣のお考えはいかがでしようか。

○国務大臣(海部俊樹君) 文教予算のほぼ横ばいの状況につきましては、他の政策との整合性の中で私どもも毎年教育予算については財政当局にその必要を十分御説明しながらお願いをしておるところであります。御指摘のような厳しい状況ではありますけれども、やらなければならぬと心得ております。私学の助成とか、四十人学級とか、科学技術費あるいは留学生関係の費用、こういったものについては横ばいもしくは少し省内においていろいろな努力をしながら、政策的に後退しないように一生懸命努力をしておるつもりでございます。

○吉川春子君 文部省の努力にもかかわらず文教予算は減つていて、軍事費がこのように大幅に伸びているということについて文部大臣はいかがお考えですか。

○国務大臣(海部俊樹君) それぞれの政策の背景にはそれぞれの大きな理由、目的、目標があると思ひます。日本の国の基幹となる安全保障政策にはやはりそれなりの政策対応も必要であらうと、国に平和がなければ教育も、文化の振興もあり得ないわけでありまして、そういったいろいろなバランスの上に立つての決定がなされたものだと思ひます。

○吉川春子君 重ねて文部大臣にお伺ひいたしますが、軍事費の犠牲に文教予算がもしまつていたら、そのことについては賛成なされないでしよう。

○国務大臣(海部俊樹君) 申し上げましたように、私は犠牲性になっておるといふ角度でとらえたことはございせん。一生懸命に努力をして必要最小限度これだけは文部省の政策努力のためにいただきたいという予算は、毎年予算の編成時期に

財政当局として、お話をさせていただいております。

○吉川春子君 文教予算が軍事費の伸びの結果抑えられているという事は明らかですが、大蔵大臣に伺います。

特に中曽根内閣になってからの軍事費の伸びが二九・二%、文教費はマイナスの〇・二七%、つまりこの間軍事費が七千五百七十四億増額されて、文教予算は百二十六億減額されました。臨調行革のもとでも中曽根内閣になってからは特に軍拡に拍車がかかり、二十一世紀を支える主権者を育てるべき教育の費用がかなり圧迫されているということは数字を見れば明らかです。予算の配分に責任を持つ大蔵大臣として、軍事費だけふやして文教予算を削れということで文部省にも圧力をかけているわけですが、こういうふうになさるのにはなぜなんでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 私どもは軍事費という言葉は使わしていただいております。防衛費と申しておるわけでございます。それは政策選択というの、これはまさに総合的見地からやっていくべきなわけで、したがって、防衛費が文教予算を圧迫したとかいうことではなく、総合して内閣の責任において国会に提出し、その御賛同をいただいて予算は成立する。だから、ざりざりの調和点を求めていくというのが予算のあるべき姿であると思っております。

○吉川春子君 行政改革ということで横並びでいろいろな予算が全部減っているというのだったらまだ文教予算が減っても理屈はつくと思うんですが、ところが、軍事費だけは文教予算の十一倍も伸びている、これはちょっと説明がつかない数字だと思ふんですが、こういう物すごいアンバランスが生じている本場の原因はどこにあるんでしょうか。国政をあれこれ考えて重要なものをとったと言ふんですけれども、それならば、なぜ軍事費がそんなに必要なのか、その点についてはいかがですか。

○國務大臣(竹下登君) まさに総合的に見たざりざりの調和点、それが国会でも既に議決いただいたわけでございますから、国権の最高機関でお認めいただいたという予算である、このように思っております。

○吉川春子君 国権の最高機関の国会が決める前に大蔵省が予算案を出して行くわけですね。その中でこういうアンバランスが生じてくるんですが、端的に伺いますが、軍事費をこれだけふやすという事は安保条約があるからですね。

○國務大臣(竹下登君) 日米安保条約というものを我が国の防衛政策の基本に置いておるといことは事実でございます。

○吉川春子君 安保条約があり、アメリカの要求に沿って軍備拡大をしなくてはならない。そのことがこういう文教予算の圧縮というところに響いていると思ふ。

それで、具体的にお伺いいたしますが、義務教育費国庫負担法は、憲法、教育基本法のうたう子供の教育を受ける権利を保障する教育条件整備の根幹であります。文部省も一貫して教材費の国庫負担増額を初め、教育の機会均等、教育水準の維持向上の立場から努めてこられたと思ふんですが、具体的に教材費の引き上げ等についてはどういう手を打ってこられたんですか。

○政府委員(阿部充夫君) お答えいたします。通常、教材費と申しておりますけれども、教育用の設備、備品と言った方がわかりやすいかと思ふますけれども、この関係の経費につきましては昭和二十八年度から国庫負担の対象に繰り入れたという事で、それ以来の経緯があるわけでございますけれども、特にその後、前向きに積極的な整備を行おうということで、昭和四十二年度から教材整備の十年計画というのを立てました。これは要すれば、各学校、小中学校において基礎的に必要とされるものを全部そろえようという考え方でございまして、事業費ベースで千六百億、国庫負担ベースで八百億という金額の予算措置を行って、予定どおり五十二年をもって完成をしたわけでございます。

引き続き第二次の教材整備十年計画というのを検討いたしました。これは基礎的な、各学校が全部持つてなきやらないということよりも、さらに一歩出まして、各学校の教育方針に応じて選択的にこれとこれを整備しようということができるようにしたという、まあ理想とまでは言い切れませんが、基礎的なものをさらに一歩超えたものでございまして、総額四千六百億、国庫負担ベースで二千三百億という計画を立てて進めてまいったわけでございます。ただ、昭和五十七年度以降、国の財政が大変難しいという状況の中にあるという事で、毎年削減を余儀なくされたという状況がございまして、そういった状況を踏まえて昭和六十年年度予算から一般財源化に切りかえた、こういうような経緯でございます。

○吉川春子君 教材整備十年計画が教材費国庫負担法等々相補う形で進められてまいりまして、そして、このことにつきまして当時の文部省の初局長審議官の今村氏が次のように述べています。「教材・教具の平均耐用年数が十年である」ということは、現にある教材・教具は十年たてば全部なくなるという事である。一方、一挙に整備した教材・教具は、十年間は使用に耐えるということである。したがって、教材整備の年次計画を十年間と設定すれば、整備計画の完了年次には、現有教材は零に帰しているし、反面必要な教材は全部そろっていることになる。したがって、その後においては、完備された教材の減価償却分を毎年度の教材費国庫負担金として計上することとすれば、必要な教材は常に完備された状態を維持することができるとある。」「こういうふうにして述べられておられますが、教材整備計画の達成率は今日の時点で何%ですか。

○政府委員(阿部充夫君) 十年計画で第二次の計画として実施をいたしましたものの達成率は、五十九年度まで国庫負担制度のもとで四八・八%、つまり五〇%弱という状況でございます。

○吉川春子君 重ねて伺いますが、この教材整備計画が一〇〇%達成するのはいつのことですか。

○政府委員(阿部充夫君) 第二次の教材整備計画につきましては、昨年の補助金の一括法の段階からずっと御説明をしておりますように、国庫負担制度についてつくりました文部省の計画でございますので、国庫負担制度がなくなった以上事柄としては形式的にはなくなったと言わざるを得ない、こういうふうにご考えております。

ただ、実質的にはこの程度の内容のものをできるだけ早く達成をしたいということが私どもの希望でございます。教材基準を参考にして整備をしてほしいということを文書その他によりまして各市町村に連絡をし、指導をしておるところでございます。

今後のことにつきましては、いつまでということとはそういうことではないわけでございます。

○吉川春子君 文部省の方針として教材整備十年計画を完了させて、そしてその後で毎年教材費国庫負担金として計上することによって常に教材は「完備された状態を維持することができ」というふうにご言っているのに、第二次の教材整備計画が四八%の段階でどう計画を文部省が放棄してしまっている。ということ、教材整備についてはもう文部省は、地方自治体には通達を出してやらせるけれども、自分自身としては責任を持ってない、こういうふうにご法的にはなんでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 教材整備に関しましては、文部省としては一般財源化をした後の段階として教材基準のようなものを参考基準として設けて持っておるわけでございまして、それをお示しをして各市町村に御努力を願うという形で指導を行いますと同時に、一方ではその一般財源のもとにおきましても適正な財源上の措置が行われるように地方財政当局に対して御要望を申し上げてまいり、こういう関係にあるわけでございます。

○吉川春子君 既に昨年、教材費の国庫負担の廃止によって文部省の調査でも三十三都道府県で六十年年度の教材費予算が前年度より削減されております。この三月、全国連合の小学校長会の調査では

約七割の小学校の教材費が削減されている、こういう数字が出ております。

私はもっと具体的に調べてみたわけなんですけれども、例えば埼玉県の川越市では昭和五十九年度に九千四百萬あった教材費が七千四百萬に減っている。これは二・三％です。それから熊谷市では三千二百萬が二千五百萬、二・二％減っている。川口市では一億一千五百萬あったのが七千七百萬、三三・七％減っているんです。

今挙げた数字は、私は一番減っているところを取り上げたんじゃないんです。埼玉県は三十九市の中からとりあえず一番調べやすいところを聞いたらこういう結果が出てきているんです。もっと減っているところもあるかもしれないんです。今局長が地方財政の中に組み入れてもらってやるんだとおっしゃいましたけれども、文部省の調査でも、そしてこの当初予算を見ても、これだけ教材費が各自自治体で減っているわけなんです。文部省は通達を出してこういうものを食いとめて地方自治体にちゃんと財政措置をやらせると言っていますけれども、それにもかかわらずこういう減り方をしているという点についてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(阿部充夫君) 先生が先ほど掲げられました数字は九月補正後の段階での数字だろうと思います。その後も引き続き指導を行っており、また幾つかの市町村においてその後さらに補正をしたというふうなケースも聞いておりますので、最終的な数字としてはまだ固まっておらないというわけでございますが、ほかに例えば、小学校等につきましては昭和五十六年度でピーク時を過ぎたという関係がございますので、全体的に言えば金額的には減るのが当たり前にございますけれども、それぞれの数字等につきましては、さらに今後詰めてよく見てみたい、こういうふうに思っております。

○吉川春子君 じゃ、端的に伺いますが、補正も全部含めれば国庫負担を外したときよりは六十年

度の子算の教材費はふえていると文部省は予測しているんですか。

○政府委員(阿部充夫君) 現段階ではまだそこまでの予測をつけておりません。

○吉川春子君 ごまかしの答弁だと思えます。減ることは明らかじゃありませんか。国庫負担法から除外したということは、もう紛れもなく幾ら一般財源で措置をしたといつても、各自自治体が一斉にこのように教材費にメスを入れているというところが明らかなんです。

そこで、もう一つ伺いたいんですけれども、教材費の問題はなぜ暫定措置ではなくて恒久措置としてこういうようなことを受け入れたんですか。

○政府委員(阿部充夫君) 昨年も御説明申し上げたわけでございますけれども、昭和二十八年以来の経緯によりまして各地方で計上する実績がほぼ定着した、こういうふうに見たことによるものでございます。

○吉川春子君 自分の立てた計画が四八％しか進まなくてなぜ各自自治体で教材の整備が定着したというふうには判断されるのか。非常に矛盾に満ちた答弁だと思えますし、私を到底納得させるものではないですね。

当初、教材費を義務教育費国庫負担法の補助対象に入れた根拠は何でしょうか。「文部時報」で今村氏が述べているように、「文部大臣が国家基準として学習指導要領を示している以上、国はそれを実施していくに足る最小限の物的裏付けをする責務がある」、だからこそ教材費の国庫負担という制度がスタートしたんではありませんか。

○政府委員(阿部充夫君) そういう要素もあろうと思えます。

○吉川春子君 そういう要素もあろうかと思うとおっしゃるけれども、そのためにスタートしたんですからね。一般財源化の名のもとに第二次教材整備十年計画を、さっきのお話ですと、七年目の五十九年度で四八％で計画を国が放棄したわけですが、教育の条理という点からも、全国の自治体の予算削減の実態から見ても、明らかに今言いましたような物的裏付けをする責務を国が放棄し

た、こういうことになるんじゃないやありませんか。

○政府委員(阿部充夫君) 一般財源化におきましても必要な財政措置等は行っておるわけでございまして、御指摘のようなことだとは思っておりません。

○吉川春子君 国庫負担をつくる、その理由として今そういうことをお認めになったわけですからね。まさにその責務を放棄して一般財源化したわけ、全く文部省の責任放棄ということとは明白だと思ふんです。

そこで、文部大臣と大蔵大臣にお伺いいたしますが、地方財政計画による財源措置はきちんとするんだ、財政的な補てんがされるので数％ふえる教材整備がされる、自治省、大蔵省、文部省の協議によってそういうことが成ったわけですから、この三者協議の約束事は松永前文部大臣の御答弁のとおりに守られていないんじゃないかと思ひますけれども、この点についてはいかがですか。

(委員長退席、理事眞鍋賢二君着席)

○国務大臣(海部俊樹君) 文部省として責任を放棄しようとか、この問題について意を用いない、というふうなことは全くないわけではございまして、御指摘の数字は、そのようなことで一般財源化いたしましたから、ほぼ五〇％の達成率で六十年度に入つたわけですから、六十年度の予算のときには、文部省が本来考えておりました、いろいろ、先生御承知の、これは経常予算だから一〇％カット、これは五％カットとか、いろいろな削減の対象になったわけですから、一般財源化されまして、六十年度は前年度を二・八％上回る地方交付税措置がとられたと私も承知をいたしておりますし、またそれを地方に出しましたときも、文部省は、当初持っておりました計画を放棄したんじゃないやなくて、そのとき決めた教材の整備基準というものはぜひ都道府県の段階においてもこれを守ってもらいたい、教育水準を下げないようにはしてもらいたいということで指導を続けてきておりますので、責任放棄ではございませ

んし、予算措置もとられておりますし、また六十年

一度におきまして前年度を二・八％上回る地方交付税措置が講じられる予定であると私も承っております。

○国務大臣(竹下登君) 文部大臣のお答えが非常に正確であると思ひます。

○吉川春子君 この協議が実行されて二・八％が上積みされた、こういう御答弁なんですけれども、六十一年度の地方予算で既に見られるような予算の削減、そして地方の格差、ひもつきでなくなるので地方の格差が拡大すると思ひますが、そうならば教育の機会均等と教育水準の維持ということとは果たせなくなるんじゃないでしょうか。その場合、一般財源の恒久化という措置はもとに戻して改めるのか。その点についてはいかがですか。

○国務大臣(海部俊樹君) それぞれの地方公共団体の教育委員会におきまして、それぞれの地方にふさわしい教育の目配りしていただいておりますものと我々は思っておりますし、同時にまた、教育はまさに地方のそういう実情の中で整備されていくものだと思ひますので、今後ともその点につきましては、機会均等の精神に沿って教材整備なんかも進められていくように、私も地方公共団体に指導を続けてまいりたいと思っております。

○吉川春子君 地方の実情の中で教材等が整備されていくということは、地方自治体の財政力によつて差が生じるかもしれない、こういう趣旨ですか。

○国務大臣(海部俊樹君) そうではございませんで、いろいろなことが想定されると思ひます。特にこれは初年度のことではございまして、それぞれの市町村の段階においては、学級数が人口の社会的、自然的変動によつて増減することもあるかと思ひますし、どのような対応をしてくださるかということは、まさにそれぞれの地方の教育委員会に御判断を願つて、学校当局とよく連絡をしながら、しかるべき適切な整備を進めていただくことがいいのではないかと。それに伴う財源は、当初申し上げましたように、上積みをして措置は、されていただいておりますので、

私は、放棄したり格差をこれ以上広げようとしておるといふような御批判はどうぞなさらないでいただきたい、こう思います。

○吉川春子君 今までの国庫負担に対してさらに二・八％の実質的な予算がつけられるならば、国庫負担という制度をなくさないでいいわけですね。むしろ財源を節約するためにこういうことをなさったわけで、そのとおりの結果があらわれているわけですね。

それから、地方の実情に合わせておやりになるということは、教育の機会均等、日本の場合はどんな山の中に行っても教育が受けられる、しかも質の高い教育が受けられるということが、やっぱり世界に誇るべき点だと思います。それが過疎地に行ったら下がる、あるいは過密地帯に行ったらまたもつと下がる、こういうようなことが起こらないために国庫負担制度というのは実はあったわけなんです、私は、もうこの点についてやりとりしても平行線になると思いますけれども、その点は私はどんなに大蔵大臣が横断を押しても守ってほしいところなんです、文部省の立場は今までもそうだったわけですから、そこを厳しく指摘しておきたいと思ひます。

かつて、諸澤正道初中局長が教材基準について、「学校現場での教育効果を左右するのは、教員組織、教科書、施設設備の三つの要素である」と言っています。これは前にも私、文教委員会で聞いたんですけれども、設備のうちでも教材教具は、改良工夫が目覚ましく日進月歩といつても過言ではあるまい。この教材教具をいかに整備し、うまく使いこなすかが、教育効果を高めるのに重要な役割を果たすこととなる」と述べているんです。第二次計画は四八％の達成率半ばで国の責任を放棄しましたけれども、教育の機会均等と教育水準を維持するためにも早急に第三次の教材基準を作成して、それを真に保障する財政計画も立てるべきではないかと思うんですが、仮に文部大臣がおっしゃるように、地方自治体にお任せするとしても、教材整備のその次の計画というのは、文部大臣は

立てるおつもりはありませんか。

○国務大臣(海部俊樹君) 誤解を招きそうなんです、ちよつとお言葉を返さしていただきますが、計画を放棄したわけでは決してございません。そして、この計画は五十三年度から六十二年度までというところで教材整備計画を立てておりまして、申し上げましたように予算措置も地方交付税措置で二・八％上積みをして、現にこの計画年度内で続いておりますから、私どもはこの計画達成のために地方にお願いしなきゃならぬことがあるならお願いもします、交付税措置の要望等も随分続けてきておりますから、この十カ年計画として文部省がつくりました教材の基準というものはどうか守ってくださいという願いを込めて、地方の自治体を二層指導してまいりたいと思つております。放棄しておるわけではございません。

○吉川春子君 そうしますと文部大臣、重ねて伺いますが、何年ごろになればこの一〇〇％の達成が可能になるのか、あるいは可能になるというところがお答えでなければ大蔵大臣に聞きますか、大蔵大臣を指さしていらつしやいますので大蔵大臣に伺いますが、何年くらいになればこの教材整備の計画が一〇〇％達するの、どちらの大臣でも結構でございますが、ぜひお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 先ほど来お答え申し上げておりますように、一般財源化をして、その格好でスタートしたという時点でございまして、できるだけ早く各市町村、都道府県で達成してほしいと思ひますし、そういう方向で指導してまいりたいと考えておりますが、いつまでということでは現段階ではわからぬ申し上げかねるわけでございます。

それから、先ほど教材そのものが日進月歩だというお話がございました。私ももうそういう問題意識というものは持つておるわけでございますので、現在の教材基準に伴う整備計画の進行状況等を見ながら、さらに新しい教材基準と申しますか、

そういう問題についても問題点として課題意識を常時持ちながら勉強を並行してしてまいりたいと、こういうふうな考えております。

○吉川春子君 いつまでということがお答えにくだらば、文部大臣に伺いますが、せめてこの教材整備計画は文部省は放棄してないんだ、できるだけ早くこれは達成するために文部省としても努力するんだ、その点をそれじゃお約束いただけたらいいと思ひます。

○国務大臣(海部俊樹君) これは先ほど申し上げましたように、決して文部省としては計画を放棄したわけではございませんし、責任逃れをしようと思つておるわけでもございませんから、この前立てました十カ年計画の中で定めてある教材の基準というものはぜひ達成していくように地方公共団体、地方の教育委員会に指導を続けてまいりたいと思ひます。

○吉川春子君 教材費の一般財源化がいろんなところに影響を与えておるわけですが、きょうは時間の関係がありますので、ひとつ子供の読書と学校図書館の方にどういう影響を与えておるかという点について伺いたいと思ひます。

子供の読書と学校図書館についての興味深い調査が国民教育研究所で行われました。これは茨城県の全小中学校を対象にアンケート調査をいたしまして、小学校の七三・四％、中学校の六〇・九％から寄せられた回答を分析しています。戦争中や敗戦直後、一時期読みたい本が全く手に入らなかつた時期がありましたし、私も欲しい本を探して回つて手に入らなかつた子供のころの経験を持つておりますので、最近書店に行きますと、今の子供は非常に恵まれているということを感じておるわけなんです。子供のころに読書習慣を身につけることは一生の宝であります。知は力という言葉がありますが、そういう意味で昨今の子供たちの活字離れの現象というのは非常に憂うべきではないか、そのことがこの調査にもあらわれているわけなんです。

ここで指摘されていることは、小学生から中学

生に進むに従つて読書離れの傾向に陥つてしまふ、そして過度の部活、それから受験勉強のため読書のゆとりがなくなつていくこと、中学生にふさわしい思春期文学の不足で、読書の魅力をつかみかねているというような分析がなされております。

そこで何うわけですが、子供たちに読書習慣を身につけさせる上で学校図書館の果たしている役割は大きいと思ひますが、文部省はこの点でどんな努力をなさつてきたんでしようか。

○政府委員(高石邦男君) 小中学校の学校図書館を整備するというところで学校図書館法が制定されてきたわけでございまして、その図書館に備えるべき図書教材の基準等もつくられてまいりまして、漸次それぞれの地方公共団体で努力をされてきたわけであります。

また、図書館には司書教諭等を配置するというような制度、仕掛けにして、そつちの面の充実を図つてきて今日に至つておるところでございいたします。

○吉川春子君 教師の目から見た子供たちの姿についての問いで、活字離れの原因のトップはテレビ、ラジオ、そして次が漫画というふうな続いております。漫画もいろいろなものがありますが、特に今は週刊漫画誌ですか、こんな厚いのを子供たちがむさばり読んでおるわけですが、こういうものが活字離れの原因になつておるとすればちよつと憂慮すべきではないかと私思ふわけなんです。子供たちの読書活動を盛んにして活字離れを克服する上で図書館の果たす役割は非常に大きいわけなんです。教師たちが図書館の機能の充実について求めていることは、蔵書の増加と今初中局長が言われました司書の配置です。これは法律がありますけれども、司書の配置がなかなかなされてないところが多いわけなんです。

そこで伺いますが、学校図書館の図書の購入はだれの責任で行うんですか。

○政府委員(阿部充夫君) 先ほど来御質問がございしました教材費の中の一環ということで、従来国

庫負担制度のもとでは措置をしてまいりました。それを一般財源化をいたしましたので、その一般財源の中で市町村の教育委員会が予算を計上し、学校が買うということになるものと思っております。

○吉川春子君 公費で買うということですね。

○政府委員(阿部充夫君) 学校に必要な設備、備品につきましては、図書を含めまして公費で買うのが当然だと思っております。

○吉川春子君 やはり茨城の調査では、公費のみで図書の購入を行っている自治体は一つか二つなだけです。図書費に占めている公費の割合は全体で六割弱、一校当たりで小学校で百九十七冊分、中学校で二百七十七冊分程度しかないわけですね。ちなみにSLA、全国図書館協議会の水準では年間小中それぞれ九百冊購入が必要だと、こういうふうな基準を決めていますけれども、全体として図書購入費が少なく私費負担に頼っている、子供の活字離れを防ぐためにもっと図書を購入して図書館を充実すべきじゃないかと思っております。文部大臣いかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) 先ほど申し上げましたように、学校で当然必要な図書については公費で買うべきだということでございますが、もちろん学校の図書の中には、PTAの父兄の方々が読みたいということでPTA所管の図書を一隅を借りて置いておくとか、いろんなケースがあるようにございまして、また全くの善意から御寄附をくださるというケースもあると思っております。

したがって、それが悪いというわけではないと思うわけでございしますが、それにしても必要な予算はそれぞれの市町村において計上すべきもの、こういうふうな考えておりますし、またそういう方向で指導もしてまいりたいと思っております。

○吉川春子君 図書購入費は自治体によってかなり差があります。私費負担が多い自治体、すべてを公費で賄っている自治体というふうに、経済力と教育に対する姿勢によって異なってくるわけ

です。教材費の国庫負担があってもこういう状態でありますから、それが一般財源に組み込まれていきますと圧倒的自治体で削減されるおそれも出てくる、図書費が一層減らされるおそれがあるということをお知らせしたいと思います。

これは埼玉県浦和市と大宮市の例ですが、浦和市では、五十九年度と六十年年度と比べて小中学校両方で図書購入費はふやしているんですね。国庫負担がなくなったけれども、市としては努力して図書購入費はふやしている。ところが大宮市の方では、国庫負担制度がなくなった途端に図書費も減らしている。これで見ても明らかのように、自治体の姿勢によって一層図書購入費についての額が変わってくるということが言えると思うんです。学校の大小、そして自治体の熱意の有無によって子供たちの大切な教材である図書、こういうものが多かったり少なかったりすることはやはり教育の機会均等ということからも好ましくないし、こういうことをなくするようにするのが国の責任だと思っております。

文部大臣、本好きの子をたくさんつくるためにも図書館の充実にはぜひ努力していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○国務大臣(海部俊樹君) 大きな方向といたしましては、やはり活字離れをしていくということはよくないので、学校図書館を整備充実して活字とむきあわせよう、そんな雰囲気をつくる学校の中に、つくっていきなさいということも同じように考えております。同時に、それらのことにつきましても、図書館充実のためには、それぞれの市町村の教育委員会によく実情をつかんで水準が落ちないように努力をしてほしいということをこれから一層指導をしてまいりたいと考えています。

○吉川春子君 時間が参りましたが、最後に、この前の総括質問のときにも大蔵大臣もお答えになりましたが、事務職員の一一般財源化の問題ですが、事務職員や養育士の人事費の国庫負担を外すという問題が毎年大蔵省の方から言ってきているわけですが、このことに伴って、例えば埼玉県入間市

では市費負担、自治体負担の事務職員のパート化という問題が起きているんです。こういう国庫財源を外すということが、市費負担も含めて事務職員のパート化、基幹職員のパート化というところに行っているわけですが、ぜひ文部省、こういうことがないように十分に指導をしていただきたいと思っております。

そのことを最後に質問いたしましたので、障害児関係の質問は通告してあったんですけれども、次回も引き続き質問の時間がありますようなので、そちらの方に譲りたいと思っております。

○国務大臣(海部俊樹君) 具体的にたゞいま御指摘になりました学校事務職員、栄養職員の件に關しましては、これは学校運営の基幹的な役割を果たす職員だと文部省は受けとめておりますので、これは今のままの状況で引き続き進めていきなさい、このような希望を持っております。

○吉川春子君 自治体に指導しますね。

○国務大臣(海部俊樹君) いや、指導しなくても、今そうしてあるわけでありまして……。

○吉川春子君 いや、事務職員のパート化です。○国務大臣(海部俊樹君) それは専門家に答えをいただきます。

○政府委員(阿部充夫君) 入間のお話であろうかと思っておりますが、たゞいま伺いましたので実態を承知しております。

一般論からいいますれば、いわゆる正規のものと申しますか、国庫負担制度のもとにおける事務職員と違ひまして、各市町村がそれぞれの必要に応じ、それぞれの判断で設けられた職であろうと思いたすので、それ自体がどうあるべきかということをご自分で申し上げるのは文部省としては差し控えるべきことであり、任命権者が判断すべきことだと思っております。

ただ、事情は聞いてみたいと思っております。

○吉川春子君 じゃ、終わります。

○理事(眞鍋賢二君) 速記をとめて。

(速記中止)
○理事(眞鍋賢二君) 速記を起こして。

この際、委員会を暫時休憩いたします。
午後二時五十分休憩

午後四時三十分開会

○委員長(嶋崎均君) ただいまから補助金等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○菅野久光君 初めに補助金カットの問題につきましては昨年出されまして昨年一年限りという措置でありましたが、またことしは六十三年度までの三年間の措置ということになりました。これはすべて財政的な理由ということからこういうふうになったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) もとより財政と無関係ではございませんが、去年の一年というのは、要するに一年かけて抜本的な費用負担のあり方を審議いたしますのでと、ことしは場合一年かけて議論をしまして、したがって大体私の頭の一隅には昭和六十五年財政再建までという気持ちがないわけではございませんでしたけれども、検討会からちやうどいいたしたのも生活保護について両論併記になっておりますということと、それから、いずれにしても秋には国税、地方税のあり方ということで抜本改正案が出てくるのは税源配分が変わってくる場合もあるかとも思いますが、かれこれ考えて三年でお願いしようということにしたわけでございまして、両論併記のものは別として事務事業のあり方、費用負担のあり方についての議論を行った上のものでございまして、いわゆる財政の見地だけからのものではないと、昨年とはその点の大きな違いがあるというふうに御理解をちやうどいしようというところでございまして。

○菅野久光君 事務事業の見直しを含めてこのよ

うな措置をとったということであれば、当然事務事業についてはこれは各省庁にわたる問題であり、ますからそれぞれの省庁ごとに、常任委員会等もあるわけですから、そこで十分論議をし、審議を尽くした上でこのような措置をとるということが私は必要ではないかというふうに思うのですが、そういう措置をとらずに一括ということをやるところに非常に問題があるというふうに思います。その辺は何かがお考えでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 今おっしゃいましたような議論もこれはいたした議論でございます。が、最終的にいづれもいはば財政の課題であり、そして補助金問題である、そしてそうすれば御審議の上でも総覧していただくという意味においては一括ということもまた一つの手法ではないかということと、そのような決定をしてお願いをしておるということとであります。

○菅野久光君 総覧してということとてくるというのはいろんな意味で問題がある。これは後から個別の問題についてもちよっと私は指摘をしたいと思いますが、このような措置をとらざるを得ない、一律カットということをやらなければならぬ、というところをお考えになったのは六十一年度からですか、三年間なら三年間ですね、いつごろの時期であつたんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 一昨年の暮れの前算編成に当たって、主としてこれは財政上の問題からいわれる、十分の八が十分の七になったもの、というの厳密には一律じゃございませんけれども、おおむね一律でお願いしようというのがすなわち昨年の法案になった。今度は一律ではあつてはならぬということで身近なものでは二分の一にするか、社会保障関係で申しますならば、あるいは低いものは三分の一にするか。そしてより国の責任度の多いものは三分の二。おおよそ三分の二、三分の一、三分の一と三分に分けてお願いをしようかということで検討してきたわけであり、ます、社会保障の問題は結論が出なかつたわけでございますけれども、したがって一括法ではありま

すが、去年と違うのは一律カット一括法ということではない、補助率の上がつたものも在宅福祉等わずかでございまして、ございまして、したがってそれぞれの政策分野に至る事務事業の見直しを行った結果であるということとでございます。

○菅野久光君 先ほども申し上げましたけれども、先に決めて法案を後で審議するというところで何か時間非常に制約をされるというふうなことは、国会の場で本場に慎重審議しなければならぬ、そういうことが何か時間追われてしまつて、本場に国民の要求する課題について審議をする時間が制約される、こういうことについてはやはり問題があるというふうに私は思ふんです。それで先ほどこのようなことを考えられたのはいつの時点かと。本来ならば、これは考えられた時点です。それを法案にしてまず審議をして、その上で予算を立てられるということが筋ではないかというふうには私は思ふんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) かつて行革国会というものが行われましたが、そのときは確かに臨時国会で補助率関係について議決していただいた、それをもとに常会で予算を提出し、御審議をいただいたという経験が確かにございまして。私はあのことは一つの手法として当時よかつたなと本日は思つておりました。今度の場合は検討会の結論をちよくだいたのが十二月の二十日ぎりぎりでありまして、その結論に基づいて三大臣でそれぞれ相談して、そこでいよいよ閣議決定と、こういう手法をとりましたので、せめて言えることは、提出することは普通の場合予算関連法案はいつも大体二月の第三金曜日ぐらい、予算関係でないのは大体三月の第三金曜日か第四金曜日かというふうなところで一応目標を設定するわけでございますが、これは今の御意見もあつた問題だし、したがって予算案と同日に国会へ提出したということに我々の姿勢を示した、そう褒めていただけたらと思ひますが、姿勢を示したということとて

ございまして。○菅野久光君 先ほども申し上げましたけれども、本場に国民生活に大変影響のあるという問題でありまして、十一月に出されたのであれば、一年かけて国会の中で論議をして次の予算からやるということが国民に対して国会としての任務を果たすことができる、そういうことになるだろうというふうには私は思ふんです。そういう意味では少し先を急ぐことはわかりませんが、今回このういふような非常に何かに制約された中で審議することについて本場に残念に思ひますので、今後こういつたような重要な問題については十分国会の中で論議するよう、そういう時間的な余裕と、ういふものを持つような方向で政府としても努力すべきだということをまず申し上げておきたいというふうに思ひます。

今、この国会に提出されております国の補助金臨時特例法案の主な内容は三点あるというふうに思ひます。その第一点は、昭和六十一年度から六十三年度までの各年度ごとの国の補助金等の補助率を引き下げるといふもので、それから第二点は、二つの法律について国の補助金等を地方公共団体の一般財源化するというもので、第三点は、三つの法律について、昭和六十一年度から六十三年度までの各年度における国の負担にかかわる繰り入れの特例を定めるといふもので、以上、全体で四十九項目、四十八法律にかかわるものが本法の対象であります。

農林水産省関係の事項では、高率補助の引き下げ特例の事項がありまして、その直接の対象となるものとしては、漁港法関係では漁港修築事業、それから森林法関係では保安施設事業、また共管事項では海岸法で国が直轄施工する海岸保全事業、地すべり等防止法で地すべり防止工事、以上の事業、工事に対する国の負担または補助の割合の引き下げが対象となっております。

このうち、地すべりに対する国の負担割合を引き下げることは特に私は問題ではないかというふうに思ひます。大規模な災害が、かつて長野県で集

中豪雨によつて起きました。また長野県木曾の御嶽山で地震によつて地すべりが発生し、とうとい人命及び莫大な財産が失われ、大きな社会問題となつたことは記憶に新しいところでございまして。その当時の災害は異常なものでありましたが、その裏で国や地方公共団体による公共事業費の削減等によつてより大きな被害となつたもの、だといふに言われておりますし、財政再建の名のもとに、今後も予算削減あるいは補助率の引き下げが継続されるならば、将来このような被害の増大をもたらすことになるのではないかと、いふに懸念をせざるを得ないわけですね。

そこで、お尋ねしますが、地すべり対策事業が本法によつて引き下げられる額は、二十二億円となつておりますが、地すべりのうち、農林水産省関係では構造改善局と林野庁関係のものがあり、特に林野庁関係では、緊急治山対策事業や復旧治山対策事業によつて対処しているところであり、ますが、農林水産省構造改善局及び林野庁に対して、過去十年間の地すべりの被害件数、被害面積及び金額をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(田中恒寿君) 答えたいと思ひます。林野にかかわります山地災害の被害状況につきましては、山腹崩壊、地すべり等を含めまして、発生原因別に把握をしております。例えば、梅雨等によりまして地すべりを引き起こし、災害になりました場合も梅雨災といつておりますので、正確に地すべりだけを集約する、区分することが難しい状態にございまして。したがって、地すべり防止法に基づく地すべり防止区域の指定をしてございまして、その指定の推移を見ますと、先生御質問のございました被害状況の推移がわかるかと思ひますが、それについて申し上げますと、十年前の昭和五十一年度、一千九十地区で約六万ヘクタールでございましたものが、十年たちました六十年末には、千三百六十二地区七万六千ヘクタールばかりと実数はふえておるわけでございます。

なおまた、被害額について申し上げますと、年

間は、最近の五年の平均でございますけれども、大体山地災害は千六百億円程度の発生を見ておるところでございます。

○菅野久光君　今のお話のように、だんだんやっぱりふえていっているわけですね。五十一年で千九百億が六十年で千三百六十二億、面積もまた六六万ヘクタールから七万六千ヘクタールとふえている。そういう中で補助が下げられていく。そこに私は問題がやっぱりあるのではないかというふうに思っています。近年、国の財政事情が悪化したたまために公共事業費が削減ないしは後回しにされて、

災害が以前よりも増加し、人命に対する危険の割合それから財産喪失の割合が増大する。そうした中において、本法案によつてその補助率を引き下げて二十二億円の減額というようなことを予定しているのは非常に私は問題だというふうに思ふわけです。この地すべりを防ぐための予算も削減したというその理由は何でしょうか。

○國務大臣(羽田孜君) 先ほど来先生が御議論いただいておりますように、まさに補助金の検討会、この結果を踏まえながら公共事業の一環として、しかも高率補助というものを一律にあれしやうという中で下げざるを得なかつたというのが現状であります。

ただもう今お話がありましたとおり、災害と
いうものは何と未然に防がなければいけないと
いうことで、これをただおくらせてしまうという
ことは許されません。そういうことで、確かに予
算、国費の面では九九・四％というふうになつて
おりますけれども、事業費の方は一〇五・〇％と
いうことで前進をさせておるといふことでありま
す。これに対する地方負担につきましては、従来
からお話のごいまいしたように、しかるべき措置
をとっていただいたといふことでございます。

○菅野久光君 私の先ほどの質問の中で千九十億、千三百六十二億と申し上げましたが、これは地区の間違いでございますので、この部分については訂正をさせていただきます。

このように地すべりの地区がふえ、面積がふえ

ていく。そして、これはもう人命それから財産、そういうことに直接かかわりのある、そういうものを一緒になつてそれぞれの地方自治体などにも庶分の努力をいただいているというようなことであります。しかし、全体的に見ていけば、やはり国の責任ということから考えていけば、このように人命だとか財産だとか、そういうことに直接かかわりのあるものも一律に高額なるがゆえに国の補助を下げるといふことについて、本当にこれでもいいのかなというふうに私は思わざるを得ないんですが、大蔵大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 結果として、事業費は地方負担が多くなるわけでございますが、事業費は伸ばせていただいて国費を節約させていただいたというのが、今回のいわゆる公共事業関係については一口に言えばそういう措置をとらしていただいた、こういうことになるわけであります。

で、そもそもが、まず最初、高額補助率というのが決まります段階においてはいろんな客観的な事情で決まってきたておりますが、今回そのような地方負担をふやしていただく場合におきまして、やっぱりそれだけ例外というわけにはいかない。出口ベースの金は用意いたしますから、すなわちお事業費は伸ばしますからということでお願いをしておるといのが率直な実態であるというふうに御認識を賜りたいと思います。

○菅野久光君 事業費ベースは同じだということ
で、そのところはわかるんですけども、それ
は結局は地方に負担をさせるということになるわ
けですね。結局、地方財政は豊かなんだというこ
とに基づくお考えが結果的にそういうことになつ
ていくのではないかというふうに私は思うんです
が、地方の財政だつて決してそんな豊かな状況で
ないということは大蔵大臣もよく御存じのとおり
だと思ふんですよ。私が申し上げたいのは、確か
に事業費ベースでは同じであつたとしても、国と
しての責任を、何といえますか少なくとも、地方
にそれをかぶせるということは、この種人命にか
かわるもの、財産にかかわるこういったようなも

のについて今までやってきたものですから、それはやはりそういう形で、同じ補助でもほかのものとは性格が違うんじゃないかという意味で、このところだけ聖域で残すわけにはいかないというお考えにはどうしても私は納得ができないんです。いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 防災関係というふうなもの、そもそもの補助率が高いわけでごいます。したがって、その費用負担の面でそれなりに国が責任を負つておる。たとえ引き下げられたにいたしましても、そもそもの国費負担における責任は背負つておるといふうに理解をしておるところでございます。

○菅野久光君　これは昨年の一括法案の審議のときにも申し上げましたけれども、補助率の高いということはそれなりの理由があつて高いわけですね。ですから私は、今日その理由が、何というんですかなくなつたというか、理由が薄くなつただからほかのものと同じように下げてもいいというようなことになるのかなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) やつぱり客観的に見て、そもそもその位置づけが高いわけですから、したなものが、つて費用負担のあり方について御議論をいただいておる結果、そのような形でお願いするようにになった。特に地すべり問題というのは、本当は私も建設大臣、随分昔の話でございますけれども、しておりました当時から感じましたことは、直ちに人命に影響する集落の後ろにある山地。ところが結果としてそういうものが行えれば、それが徐々に徐々に徐々にはありますが、下流へ流れていって、そして下流のいわば河床の上昇をもたらすという、意味においては、受益者というのはそこにいらつしやる方だけでなく、下流も含めた者が受益者ではないか、こんな議論をもとにいろいろ議論をされて、そもそものが高率補助になつておるという性格のものではなからうかというふうに思います。ただ、いわゆる地方財政富裕論という立場にあ

りはいらないか。このことに對しましては、確かにいろいろな数字を見れば、まだ地方は赤字公債はなないじやないか、国は赤字公債で首が回らぬじやないかとか、そんな議論はできませんけれども、地方財政富裕論という立場に立つてはならぬなと常日ごろ心に言い聞かせております。だから、貧乏度度論といひ比較というようなことかなんと思つてみたたうりしますけれども、富裕論という立場で対応をしていくというのは、国家財政を預かる大藏大臣としてでもそれを念頭に置いたときには必ずみが生じてくるから、努めてそのことは念頭に置かないようにいたして、今後も念頭に置かないように対応すべき問題だというふうに思つております。

○菅野久光君 ややもすれば、何か地方の方はまだ国よりも借金が少ないんだというようなことが安易な政策を生み出していく懸念があるのではなうかというふうにも思っておりますし、また一部ではそういうようなことを役人の人が口にするということもありましたので、それで私も今申し上げましたが、大臣はそういうことをとにかく念頭に置いてはいけないということでありますから、やはり政府全体がそういうことを念頭に置かないで地方に対する問題というものを考えていつてもらいたいというふうに思います。

補助金の問題についてでありますが、昭和三十一年代に行政改革や財政支出の経済効率が問題にされたことがあります。しかし、その後肥大化する一方の補助金に対して過去幾たびとなく見直しを求める提言がなされてきました。だが、その都度事業関係者の強い抵抗に遭つたり、また政府も根本的な検討を怠つた結果、財政危機の大きな要因となつたことを痛感して五十五年度予算政府案の決定に当たつて補助金整理の方針を決めた。ところで、その補助金の額が最高であつた昭和五十八年当時の補助金の総数は二千六百四十八件で、その総額は十四兆九千九百五十億圓と巨額に上つておりました。その八割は地方公共団体に対するものだったというふうに思います。

補助金は、もとより一定の行政水準の維持ある

いは特定の施策の奨励等のための政策手段として、政策遂行の上で非常に重要な機能を担うものであります。他方、ややもすると地方行政の自主性を損なったり、財政資金の効率的な使用を阻害する面があるなどの問題があります。また従来から既得権化あるいは慣性的運用、補助金待ち行政あるいは陳情の招来などの種々の指摘がなされているところでもあります。ですから、常に補助金の問題は見直しが行われなければならない、こういうことになってきているんだというふうに思います。

特に、今日の厳しい財政状況のもとで、地方を通ずる行政改革を推進するため、補助金等の整理合理化により臨調答申、行革審意見の指摘するもの、つまり補助事業の一般財源措置への移行、補助率の総合的見直し、統合メニュー化の推進、交付手続の簡素化等、具体的提言がなされております。

また、農林水産関係の補助金等の補助率について見ますと、国の施策を地方公共団体及び農林漁業者が実施することを全国的に確保する必要性の度合い、個別の事務事業に伴う受益者の受益の程度、農林漁業者の負担能力等を総合的に勘案しつつ、そのときどきの情勢を背景として、全体としての整合性をとりながら決定されているわけですね。

農林水産関係補助金については、これまでも臨調等の指摘を踏まえ整理合理化が行われていますが、このような補助率決定の要素、背景等に留意しつつ補助率の見直しが必要であると思えます。しかし、この場合、農林漁業者の経営の安定を阻害することのないよう配慮のうえ、検討を行う必要がある。というように検討会は指摘をしております。この指摘の中の「農林漁業者の経営の安定を阻害することのないよう配慮のうえ、検討を行う必要がある。」という点についていささか疑問を感じるわけです。すなわち、農林水産業の厳しい現況で、農林水産予算及び補助金の削減率が毎年各省庁の中で常に高率である。これを見ます

と、政府が果たしてそのように対処してきたのかどうか疑念を私はぬぐえないわけでありまして。この点に對しまして、臨調、行革という面から総務庁長官、それから大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(江崎真澄君) 農は国の大本ですから、農業をおろそかにするという事はない、これはもう前から申し上げてきたとおりでございます。

例えばバイオテクノロジーなどについては、この乏しい予算の中でも三〇%以上の予算増を見ておる。これは新しい時代に向けて、いわゆる農家が本当に自立できる農家になつてもらおうという切なる期待と希望が予算面にあらわれたものだというふうに思ひます。そして今、定員補助金の各般の面において随分農林水産省はひどいじゃないかと。おっしゃる通りに、定員については随分古い話になりますが、昭和四十二年以降三万二千七百三十八人、これだけ削減を実施しております。

それから機構についても、昭和四十二年に比して統計情報事務所の出張所三百十五カ所、食糧事務所の支所三百三十九カ所を整理統合を推進した。補助金につきましては、六十一年度農林水産関係予算で、食糧管理費及び補助金等の経費の徹底した節減合理化により、対前年度総額で千五百七十九億円の減額。行革の推進に当たっては、行政需要に應じて事務事業、機構、定員の見直しが必要なかれでありますが、もちろん聖域は置かないとはいひましても、だんだん全体の専業農家の数も減つてきたということなどを考慮しながら減らしてきたわけでありまして。

さつき申し上げましたように、ふやすべきものは農林省においても非常な努力をされ、大蔵当局も理解をしながら次の農業へ、いわゆる経営の成り立つ農業にしていこうという努力を続けておられるものと、かように考えておるところであります。

○國務大臣(竹下登君) かつてよく言われましたのが、農林省それから農林漁業関係、地方団体、そ

れから農業協同組合等々を足しますとたしか七十二万人で、専業農家の数に對して一・二人ぐらいついていて、このような計算がなされたことがございました。が、いろいろなことで、特に先生の御郷里といへば長野関係等々において大変な人員削減といふものも努力もいたしたということでございます。したがって、予算全般で言へばどういふことかなという、もちろん補助から融資への移行とか、そういう配慮もされてきておりますし、今お話しがありました新たにバイオの問題とかいう新しい芽が出てくる、いわば質的転換というような方向で今日まで農林水産省が努力しておられるのではないかと。ふに、私は農林水産の専門家ではございませんが観測させていただきます。

○菅野久光君 確かにバイオだとかそういう関係についてはふえてはいますけれども、全体的に見ると、一番削られてるのが農林水産省の予算なんです。

そして今、日本の農業は御承知のように市場開放の問題などを含めて大変な状況でありますし、専業農家の負債の対策といふものも大変な問題を抱えています。また水産は水産で、日米、日ソの漁業交渉の結果なんかにしても大変な状況を迎えている。こういう中でありますから、それだけに、農林水産省の予算が減るといふことは、これらにかかわっている人たちにとって、農は国のもとだといふことを口では言つても、実質的にはやはり予算がどうなるかといふことがこれらの方々にとっては非常に大きな関心事でありますし、国自体が本当に国のもとといふものをしっかり踏まえた政治をやつてくれているのかどうかという証左にもなつてくるというふうに思ふわけなんです。

そういう意味で、農林水産予算がどうとうGNPの一分を割つてしまつて、防衛予算が農林水産予算よりもふえていく、こういったような状況を心配している国民がたゞさいる。そういうことに對して特に申し上げておきたいというふうに私は思ひます。

予算の関係でいけば、近年における農林水産予算の推移を見ますと、昭和三十六年度当時、国の一般会計予算額の対前年度増率は二四%でありました。これに對して農林水産予算は、米の収量の増加等によつて四二%の増加との當時はなりした。国の予算の増加率をも大幅に上回つていたときもありました。しかし、三十八年度になると、国の一般会計の増加率が一七%であつたのに對して、農林水産予算の増加率は、食糧管理費の減少によつて三%の増加率にとどまる。食糧管理費が農林水産予算の増加率にかなり大きな影響を持つていて、このことでもよくわかるわけでありまして。しかし三十九年度になりますと、国の予算の増加率は一四%であつたのに對して、農林水産予算は、米のコスト逆ざやが増加したためにその増加率が今度は三三%。このように食糧予算によつて非常に増加率が變つてくる。以後、四十六年度までの間の農林水産予算は増減を繰り返してはいます。

だから、四十七年度以降六十一年度の間の農林水産予算の増加率は、農林水産省予算に占める食糧管理費のシェアが年々減少してきたために、国の予算の増加率をほとんど下回つていくというのが現状であります。国の農林水産予算に対する姿勢がこういう中であらわれてきているのではないかと。いふように私は思ひます。この予算等についての事項は、臨調の最終答申において「財政の健全化に資するような観点からの見直しを行い、社会・経済情勢の変化に對した効率性の合理的なものに改めること」と述べております。

ところで、国の財政事情が一段と逼迫してきたため、ゼロシーリングとなりました。そして五十八年度予算ではマイナス五%、五十九年度予算ではマイナス一〇%に定められました。しかし、国の予算は依然として対前年度に比し増加基調をとつております。

そこで、財政再建でマイナスシーリングと言ひながら国の予算がこのように増加したのは、何か国民から見ると矛盾したように映つてくるわけ

すが、この点について大蔵大臣の所見を承りたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 事、農林水産関係予算の推移で見ますと、御指摘なさいましたとおり、いわゆる食糧管理費というものがこのところ五カ年間で三角三千九百四十一億円でございまして、三九・八%減つておる、こういうことになるわけでございますので、やはり一番量的に大きく背負い込んでいたのは食糧管理費である、こういうことは私もいつの場合もそのような印象を深くいたしておるところでございます。で、予算をこらんだときにはいわずに一般歳出というところでごらんをいたさなければ、これは確かに三角の努力をしてくれておる、総トータルで申しますと、例えて申しますならば、年々の公債の発行によって利払いがふえていきますと、言つてみればそういう当然増経費、こういうようなものが存在をしておるということを御理解をいただきたい。この場合、国債費が予算の中で一番大きなシェアをそれこそ占めるようになったわけでございますから、それだから国債をできるだけ出さないで財政再建をしようということをお願いして、毎年お願いしておるというのが偽らざる現状でございます。

○菅野久光君 安保には防衛安保、食糧安保というところでありますが、ここ何年かとにかく防衛費がどんどん上がつてきて、とうとうことしから防衛費と農林水産省の総体の予算が逆転した。国民から見れば、大砲や軍艦がなくても生きていけないけれども、食べ物がないとこれは生きていけないわけでありまして、ですから少なくとも防衛安保、食糧安保というものは均衡がとれるといえますか、予算的に余りそのところに差ができてきまして国民は防衛費突出だというふうに言わざるを得ない、予算の面からはそういうことがはつきりやっぱり言えるわけでありまして。

そういう面では、農林水産省の予算についてやはり特段の配慮というものがなければ国民は安心して生きていけない。もちろん農林水産業にかか

わっている人たちがもうありますけれども、そういう点では予算の構成全体の中でぜひ農林水産予算については見直すべきではないか、あるいは予算全体については見直さなければならぬ、そういうときではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 防衛費というのは、それは確かに私も感じましたのは、これでことしから逆転したという感じを持ったことは事実でございます。ただ、防衛費というのは、それは国力、国情に応じていざばりぎりの調整をとつていくものでございまして、まあかつてのようにはいゆる予算の中に占めるシェアが低いという状態は客観的にはなかなか許されない問題ではないか。それからいまいち、よく言われるまあ国破れて山河ありとも申しました、私どもがちょうど復員してまいりました当時大水害がございまして、田んぼはみんな荒れ果て、過伐のときでございまして、そして山はまた乱伐、過伐のときでございまして、茶色の地肌をあらわにさらしているような感じがしまして、まさに国破れて山河ありの感が深かったわけですが、とぼとぼと田舎へ帰る途中に、そのとき本家に政治家になろうと私も実は思いました、いささか私見を申し述べて申しわけありませんが。

したがって、やっぱり国破れて山河ありという状態になつてはならぬ。国力、国情に応じて最小限の調整のとれた自衛力というものはあらなければならぬという基本的考え方から申しましたときに、いわば両者の予算額だけでそれぞれの施策を論ずるわけにはまいらない。農は国のもとであり、そしてまた食糧安全保障というのは大変重要なことであります。それは質的な改善により年々対応して今日に至つておるというふうにお考えいただきたいものだ、いささか私見を申し述べましたが、素直な感じでお答えしたわけでありまして。

重要な問題である、このことはもう私が申し上げるまでもなく、大先輩の大臣でございまして、よくおわかりのことだというふうに思ふんですが、総務庁長官、大蔵何かお忙しいうんですが、先ほどもちよつと長官の御答弁の中にも一部出ましたけれども、私は農林水産委員会に所属をしております、これまでの臨調答申に對して、先ほど長官おっしゃられましたように、組織どとか定員どとか許可事務、補助金等にわたつて、あるいは各省庁の中でも常に何か高い負担をさせられておるのではないかと、いささか思ふんです。言えは何かというんでしようか、それだけ非常にまじめに取り組んでおる。まじめに取り組んでおるから、言えは現場はなかなか大変な状況になつておるわけですね。そんなこと等について、いろいろ各省庁の行草等を掌握されております長官として、その点についての評価というのをどのようにお考えでしようか。

○国務大臣(江崎真澄君) 行政改革の推進に当たつてはあらゆる制度を全部洗い直そう、それで聖域は認めない、こういう考え方で当たり、そして必要な部門については配慮をしながら行政の簡素化と効率化を図つていく、こういう原則なんですね。ですから、おっしゃるやうに、食糧の確保という点についてもやはりこれは重要な問題です。ですから、これをなおざりにすることはあり得ません。

まあ本日は農水大臣が言うことでしようが、私が私見を差し挟むならば、カリフォルニア米が安いからカリフォルニア米を買つたらどうかとか、そういう雑音が入ることは困るんで、大体日本の歴史というのは、豊饒原瑞穂の国とか、これは大體名称にもあらわれておるやうに米で成り立つてきたんです。日本人の体質でも腸が少し長いというの、米食民族だなんというやうなことを言うでしよう。ですから、そのことをおろそかにしてはならぬということですね。

整が一年間五十万トン、私の記憶に間違いがなければ、穀物を五入してみんなそれをえさにやつて、お互いの食糧になるんですからね。広い意味から言う二千七百万トンの総輸入量でございまして、ね。穀類、特に大豆は九〇%まで依存してございまして、ね。そんなことを考えますと、食糧安保というところは完全に破れております。日本に平和が続かなかつたならば五十万トンの米、それは今減反もしておるし、食べられないものを食ふということになるとしても、倍以上の輸入をしておるものが仮に第二次世界大戦のときのようにとまつたとしたらどうなるかということをお考えなすうと、これは半分死ぬことになりまして、これは恐るべきことだと思ふんです。

そうかといつて、日本は平和国家としてやはり最大の努力をしながら、特に今度のようにGNP比からいつても三・六%も経常収支がたまるというやうな異常事態、国家は貧しく民間は富む、これも一部の民間ということですね。けれども、これはやっぱり民間活力を引き出さなければいけません。そういう話になると長くなりますが、本當にこれは本論から外れますから省略しますが、本當にバイオテクノロジーなどをここで特に単作地帯に取り入れて、いつまでエネルギー源が安いかどうかということはともかくとして、全天候型で近代農業が企業に見合うやうなときこそ本當に新しい農業を育てるべきではないか。

これは私の私見です。むしろ農水大臣が言われる話だろと思ひますが、やっぱり理想を持つて、種子の改良からあらゆる何というか、農作物の改良などについては自信のある国ですから、これはやっぱりやつていくべきですね。そして同時に、米作は守つていくんだ、米はやたらに輸入しない、これは二千七百万トンも入れているんです。倍以上も入れているんです。金料玉条にしてこれは守る。これは農家を安心させにやいけません。そうしてもっと進歩的なあらゆる付加価値の高い、生産性の上がる、企業として成り立つ農家、こういう面に我々も留意をして、そして行政

改革を進めていきたいというふうに考えております。

今度の補助率のカットの問題も、これは御承知のように三年間ですから、なかなかこれは三年たつたからにわかに財政事情がよくなると思えません、そうかといつてこのままの状況がいつまでも続いているはずはありませんから、これはひとつお互いに英知を絞って何とか赤字財政をなくするとか、財政事情をよくして、そして努力の結果、おっしゃる様に重点的な施策を十分進めるように、そして簡素合理化するものはこれはしなかりやいけません。そのあたりは私も心得ておるつもりでございまして、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○菅野久光君 先ほど申し上げましたように、農林水産省は非常に臨調に忠実に、何かやり過ぎるぐらいいやっている、その評価だけは総務庁長官しつかりひとつしていただきたいと思ひます。

羽田大臣も、大臣になる前は一生懸命農林水産予算を獲得するためにその先頭に立つて頑張っておられた。私も委員の中ではもう与党、野党問わず、農林水産予算が切られるという事については、本当に自分の体が切られるような思いでそれぞれ働きかけをやつてきたわけでありまして、その辺も十分ひとつ踏まえて農林水産予算ですね、本当に大事にしてもらいたいというふうに思ふんです。

総務庁長官、何かお忙しいようですから、どうもありがとうございます。

外務大臣がおいでになりましたので、今度の日ソの漁業交渉についてですが、まさに惨たんたる結果に終わりました。その前は日米との問題もありまして、もう日本の漁業が外海へ行って、遠洋へ行つてとるというようないことがだんだん難しくなつてきた。だんだん難しくというよりも、もうそういうことができない時代に入つた。まさに二百海里時代に入つたといふことが言えるのではないかとこのように思ふのです。日ソがあいふ惨たんたる結果になつて、大幅な減船は避けら

れない。海で育つた者はやはり海で暮らしたい、海で生きていきたいという気持ちを強く持つてゐるのは、これは当然のことだといふふうに思ひます。

さて、今まで北洋に行つていた人たちがあつたが、日本の国内へ戻つてきて果たしてどれだけ日本の二百海里内で操業ができるかといふことになる、そこまた沿岸との問題があつていろいろ難しい問題がある。かてて加えて、実は韓国船の問題があるわけです。

私は北海道でありますから、一番早くにその影響を受けているところでありまして、まあわずか二十トンか、三十トンぐらいの日本船ですが、韓国の八百トンだとか、一千トンだとかといふ船がやつてきて、まさに根こそぎ魚をとつていく。巡視船などが来ても、来るといふことがわかればさつと逃げていってしまう。このことを私も水産庁にも何度も言ひました。そして水産庁の長官も韓国へ行つてさういふような違法操業をしないように、無謀な操業をしないようにといふことを何度も言ひました。水産界の代表の人たちも韓国へ行つて直接いろいろ話をいたしました。

しかし、何といつてもそれはもうどうにもならないんです。見ていけばやらない、見ていなければ入つてきてやる。しかも日本の漁民が仕掛けた漁具をそのままひつかけて行つてしまふ。しかも日本海で羽幌の沖に武蔵堆という大変有望な漁場があるわけですが、一千トン級の大きな船がトロールで行くともう根こそぎ海底は真つ平らになつてしまふといふような状況で、このまままだ対韓国に対して二百海里を適用しなければ日本の漁場はめちやめちやになつてしまふのではないかと。今でさえもう運きに失してゐるというのが漁民の偽らざる声であります。

今、アメリカあるいはソ連との関係がこつこつとある状況になつてくれば、前々から漁民の方々が韓国に対する二百海里の適用の問題、これを早くやつてくれといふ要望が強くあることも大臣御承知のことだといふふうに思ひます。宰相を目標

す外務大臣として、日本の水産をこれから守つていくためにはどうしても韓国に対する二百海里の適用、これが喫緊の課題だと、このように思ひます。すけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) おっしゃる様に、日本の漁業は大変難しい時期に差しかかつておると思ひます。

私も十年前に農水大臣をやらせていただきましたが、当時と比べると本間に羽田農水大臣も気の毒だと率直に思ひますが、しかし、気の毒では済まないわけで何としても頑張つてもらつて、我々も大いに応援をしてこの苦境を乗り越切つて日本の漁業を守つてもらわなければならないと思ひます。そういう意味で私も、日米漁業交渉あるいは日ソ漁業交渉に当たりまして、外務省挙げて全面的にバックアップをいたしておるわけでございますが、何としても二百海里時代といふことで、ソ連も二百海里を主権的な海域として主張してゐる、アメリカもさういふ状況になつてきてゐるといふことでございまして、特に深刻な打撃を受け

るのは北海道、東北の漁民の皆さんでございます。きょうも実は、羽田農水大臣を中心にいたしまして、関係関係が集まつて、この打撃をいかにして救済をしていくかといふことで、これから関係関係会議を続けて国内対策を急ぐと、こつこつとことになつたわけでございますが、同時にこつこつと日ソの関係、こつこつとこつこつと一応決着いたしたけれども、日ソ関係はこれから改善をしていく道は私は広がつていく可能性はあると思つております。そういう中でソ連も完全に日本との間で漁業関係で道を絶つてしまつたといふことでは私は決してない、こつこつとこつこつと思つております。全体的な関係が改善が進んでいけば、さういふ中で漁業関係にもまた新しいステップが生まれ

る可能性は私はなきにしもあらずじやないかと、こつこつとこつこつと思つてございまして。これは、これから努力をしていかなきゃなりませし、ソ連側にも十分その点は納得してもらわなきゃならない。やつぱり日ソ漁業関係といふのは長い歴史を持つておりまして、いろいろと政治の状況が悪いときでも非常にうまく續いてきておるわけですから、私はその点はやつぱりソ連側も知つておるんじゃないか、認識しておるんじゃないかと思ひます。今回はあつたやうな状況で、さらには拡大をしていく方向へこれから交渉を粘り強く續けていく必要があると思ひまして、我々も全力を尽くしたいと思ひます。

二百海里の問題に絡んで、韓国との関係あるいは中国との関係、西の方で二百海里法が実行されてないわけでございますが、これは特に韓国との関係におきまして、我が国と韓国の漁船の展開状況とか、日韓の漁業のこれまでのいろいろな漁業秩序の問題とか、さういふものがあつて全体を総合的にいろいろの関係を配慮して、これを一応北海道とソ連、日本とソ連との間の間に二百海里を設けない、こつこつとこつこつと設けるわけでございますが、しかし一面、もう二百海里を設けるべきじやないかという議論があることも事実でありまして、これは北海道で韓国の漁船等が相当北海道の沿岸で違反操業をして、私なんかよく承知してゐます。そして北海道の漁民から非常に強い声が出てゐると同じように、西日本の沿岸でもいろいろ違反操業的なものも續いておるわけですね。日本もやつてゐるかもしれないが、韓国の漁船も随分やつてゐる、こつこつとこつこつと西日本の沿岸漁業でも非常に強い声もあることも事実でございます。

こつこつとこつこつと十分慎重に考えなきゃならぬと思ひますが、また同時に、日韓全体的な漁業関係の総合的な関係といふのも配慮しなきゃならぬわけでありまして、一概に今結論を出すといふところまでには至つていないわけでございますが、まずやらなければならぬことは、日韓の協定で北海道沖におけるいろいろの韓国漁船との調整問題もある程度解決したわけですし、西日本関係も何とか話し合ひで解決をしていくといふことで、今直ちに新海洋法を実施するといふことではなくて、

そうした状況というものは十分勉強し、検討はしながらも、今のところ日韓間のいろいろなトラブル等を解決していくように外交努力で続けていかなくばならぬ、こういうふうな思っております。韓国側も、最近我々も接触しておりますが、そうした事態というものは承知しておりますし、日韓関係が今安定していることも事実ですから、我々もそれを踏まえてトランプの起こるに備えてこれからは粘り強くひとつこれもまた交渉を進めてまいりたい、こういうふうな考えております。

○菅野久光君 大臣、韓国との間で話をしているトランプの不安定な状況というものは、もう今まで本心に耳にたがえるくらい聞いています。ですから、何はやらなくてもかくだめなんです。ですから、漁民の間から強いそういう要望が出てきているんです。

西日本の方も、大臣の選挙区はまだ二百海里の問題は、言っていないよりもやらないでくれと言う方かもしれないが、山口、福岡あたり、あとはもう全部とにかく二百海里というようにして声強く上がっている、そのことも大臣御承知だということに思っています。ことしの十月には日韓の協定が切れる、やっぱりそういうときは私は一つのチャンスではないかというふうに思っています。この時期にきちっと決断をしていかないと、先ほども言いましたように、日本の沿岸の漁船などというのは本心に二十トンとか三十トンとか小さい船なんです。韓国の船というのはもう七百トン、八百トン、千トン、二千トンというでかいやつですね。大人と赤ん坊ぐらい違うわけですから、違法なことをやったらどうにもならないんです。

もう本心に悔しくてしょうがなく、実は一昨年羽幌の漁民が思わず船に積んであったコンクリートの塊を投げたんです。そして韓国漁船の漁船員の人によつて何かけがをしたということとで罰金を払われました。私も羽幌というところに行つて、その方から直接お話を聞きました。もう目の前で自分たちの漁具がやられる、そして

日本の漁民が資源を守るために禁漁区域にしているところも平気でどんでん入ってくる、そんな状況なんですよ。それを、今はいろんな問題を解決してなるべく向こうにも違反操業をしないようにという大臣の優しい言葉で言ってもこのことは解決しない、そういう状況なんです。

だから、このまま放置しておけば、日本の二百海里内の底はあのトロールでみんな平らになつてしまつて魚がすみつかなくなつてしまふ。どうしようもないじゃないですか。だから、どうしても難しいというネックになつていいるものは何なのか、そのネックをどうやって取り払おうとされるのか、その辺、いつまでもこのままではいいとは大臣もお考えではないというふうに思っています。そのところをひとつ聞かせていただきたいと思います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) なかなか決定的に解決する道が今私から明快に述べられる立場ではないわけですが、北海道におきましてはもうもちろん領海に入ればこれはもうはっきり違反、国の法律そのものにひつかかるわけですからこれはできない。調整区域とか、日韓関係で約束をした海域に入るといふことであらうと思つて、これはやっぱり協定違反ですから、協定違反については相互主義でお互いにこれを取り締まるということになつておりますし、この協定はあくまでもお互いに守るということではなければならぬと思つて、そういう意味で、これは厳しく海上保安庁その他水産庁、やらなければならぬと思つて、西日本においてもそうした違反操業等が起つております。相互主義で、日本がやつたときはやられますが、こちらに入つていたときはこれに對しての措置をとつておるわけでございますが、一番いいことは日韓両国が協定をお互いに守り合うというこゝをはつきり確認し合うということになればトランプも大いに減少するんじゃないかと思つております。

当切迫した状況にあるということは十分認識をしております、農水大臣とも相談をいたしまして、我々のできるベストは尽くしてまいりたいと思つております。

○菅野久光君 事態の認識をひとつしつかりしていただきたいと思います。もうこの問題は本心で何年も続いている問題で、それが今なおそういうような状況になつていいるということで、関係漁民の方々はもう大変な状況にありまして、魚食民族としての我々の立場からも、沿岸から魚がとれなくなつたら大変なことになるということで、ひとつ大臣、どこかでやはりきちつと決意をして、一刻も早く漁民の人たちが安心して自分の前浜で操業ができるような、そういう状況をつくり出していただきたいと思います、私はこのことを特に要望いたします。

それから大蔵大臣、北洋の問題は日ソとの交渉の関係で今もう大変な問題になつておまして、先ほど外務大臣も関係大臣といふ今後の問題について話をされたようでありましたけれども、漁業者に対する減船の問題あるいは雇用の問題、水産加工業など関連団体に対する問題、自治体に対する問題、こういったようなことの救済策が大変な状況であります。特に水産関係については水産基地といふことで、ほとんど八〇%近い人たちがそこにかかっている。先日、羽田大臣が現地に行つておられて、漁民あるいは関係者の人たちがどうやっておれたちを生かしてくれんだというやうなことで、大変な状況であつたことを私は地元新聞で読みました。本心にいい話であれば喜んで行くんですけども、こういうときに大臣がきちつと行つて地元の人たちに話をするというその行為については、私は本心にやかつたなと、御苦労さんでしたというこゝを改めて申し上げておきたいと思つてます。

すると何万人にもなるわけですが、この人たちがどうやって救つていくのか、こういうことにかかわつては金があるとかないとかということ片づけられる問題ではない。それだけに、国の財政も大変であることもわかりますけれども、財布を預かつていられる大蔵大臣の救済策に対する決意をぜひひとつ聞かせていただきたいと思います、私はこのように思つてます。

○國務大臣(竹下登君) 先ほど外務大臣からお答えがありました、けさの閣議の後、羽田農水大臣から我々関係閣僚に對しまして呼びかけがございました。近くまた集まつて、講すべき対策について誠意を持って対応しようということ話を話したばかりでございます。

私は島根県でございますから、竹島のあるところでございます。これは日ソ漁業とは違ひますけれども、今の日本の水産の置かれておる立場というものは私なりに理解もできるような気がいたします。十分関係閣僚、相談していききたいというふうに思つております。

○菅野久光君 円高差益の問題もいろいろあります。きょう金貨などもやつて何か財源も幾らかできたのではないかとこのうふうにも思つてます。少なくとも五十二年の二百海里並みといひますか、そういったやうなことでこのうふう部分を使われれば本心に生きたお金になるのではないかとこのうふうにも思つてます。その点については特に、財政当局はいつも渋いのは渋いんですけども、しかし出さなきゃならぬときにはやはり氣持よく出していただきたい、そして少しでもとにかく早くに処置をしていただくように、私は特段このことについても要望申し上げたいと思つてます。

外務大臣、結構でございます。きょうは、私も農林水産委員会にいます。農林水産省の何か応援のやうな形になりましたが、やはり大臣にも御質問申し上げねばならぬわけがあります。それは、ポスト三期対策の問題であります。米

の生産が過剰基調となつて、その生産量を調整するとともに、生産量が不足している麦だとか、大豆、飼料作物への転作を奨励するために本格的な減反政策が昭和四十四年度にとられ、そして今日まで経過しております。その間には五十一年や、五十五年から五十八年までの不作もありました。そのために超古米、いわゆる奥米汚染米の使用問題や韓国米の輸入問題などが生じて物議を醸してまいりました。ところで、この減反政策については、農家の方々の理解と協力によって進めてきたことであることはもう私が申し上げるまでもないところであります。いよいよ来年からのポスト三期対策について、大臣の基本姿勢がどうなのかという点についてまず伺いたいと思います。

○国務大臣(羽田孜君) まず、先ほど来本場に農林水産行政前進のために御提言をちょうだいしたり、あるいは漁業問題についても本場に御心配をいただいておりますことに対し、心から私からもお礼を申し上げます。

私どももいたしまして、関係各省庁の皆様方にもいろんな角度から御協力をいただかないと、この問題なかなか解決しない問題でございまして、そのつもりできょう発言し、各関係の皆様方にも御了解をいただいたこととありますので、誠心誠意努めてまいりますことをこの機会に申し上げたいと思います。

なお、ポスト三期につきましては御案内のとおり、この事業というものは五十二年からですが、今日まで進めてまいったわけでありまして、多少、残念ながらもまだ米の消費がまだに減退して、少くも下げておられるという状況でございまして、このポスト三期を一体どうするのかというのにはまさに今御指摘のとおりであります。

そこで、私も考えますことは、この十年間やってきたことを振り返りながら、確かに定着したもの、あるいは米をつくるより所得が上がるような農業というものの、例えば施設園芸のようなもの

のですとか果樹ですとか、あるいは一部の野菜、こういったものについては相当なあれを上げていくものもあります。しかし反面、逆に過剰でまた問題になっておられるというものがございまして、こういったものを今検討をさせていただきながら、秋に向かつてどのようなポスト三期を進めるべきかということについて今鋭意検討を進めていただいております。今農政上の一番大きな、重要な問題であらうというふうに考えております。

○菅野久光君 特に、減反政策についてはもう北海道は大変な協力をしてきたというふうに思いますが、六十一年度では実に四四・二％で、他の都府県の約二・四倍という減反率であります。しかし、北海道の米もキタヒカリというのでございまして、

したが、キタヒカリよりもっとまい米がございまして、今ユキヒカリというのが大変うまい米だとして、何か東京の生協などでも北海道の米をということで引張りださというふうな状況であります。かつては北海道の米といえはうまい米だといふことでありましたが、ちよつと寒いと冷害だといふことで、北海道で米はつくらぬ方が

いいじゃないかというふうな意見がございまして、今は土づくりというものをしっかりやっていた、食味も非常にいい品種ができておりました。北海道の農民、農業団体は次のような言葉でポスト三期についての決意を込めております。「良識を超える傾斜配分から食糧基地を守ろう」と、この四四・二％というは大変な減反率です。これはまさに、言えは良識を超えるというところにやっぱりなるんだらうと思う。これ以上の減反などということは絶対許せない、そういう思いでこのいう標語をつくりながら、農民や農業団体の人たちが懸命に運動しております。特に北海道の場合には、専業農家がほとんどなんです。それだけに農林水産省として、コストを下げるということはある程度の規模の拡大がなければできないという

ことは前々から言っておられるわけでありまして、そういう意味からいって、専業農家を大事にするの

か、それとも兼業農家というものを大事にしているのか、その辺の考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(羽田孜君) 確かに北海道が非常に傾斜配分になっておられるという現実であります。この配分に当たりますのは、農業生産の地域特性ですとか、あるいは産米の品質ですとか、あるいは麦、大豆、飼料作物などの特定作物への転換の可能性ですとか、そういったことを総合的に判断しながら今日まで配分を行ってきた、そういう中で北海道は非常に大きなものであったということ、道知事さんあるいは道議会、そして北海道出身の国会議員の皆様方からも、今私どもお話を

お聞きしておるところであります。そういう中で、これからの農政あるいは日本の食糧というものを安定して確保し、供給するということを考えたときに、私は間違いなく北海道というのはいくらなんでも難しい問題であります。過剰のピークにしても手にも負えない、あるいは大豆等にしても、いろんな問題でいろいろと問題があることを私もよく承知をいたしておりますけれども、しかし間違いなくいろんな寒冷の厳しい状況というものを克服されながら、望むべき、何というんですか、食糧基地としての基盤というものを間違いなく着実に固めておられておられるということ、これを私も承知しております。そういう中であつて、私もこれが農政を進めていくのは、これは別に臨調ですとかその他の指摘ということではなくて、本場に食糧を安定して確保するという意味では、中長期の展望の中で着実にやばり中核農家という本場に農業をやる、そういう人たちをやっぱり育てていくということ、これが大切なことであらうというふうに思います。

ただ、こういうことを申し上げますと、そうすると兼業農家はどうするんだと。きのうもある御議論を聞いておられますと、じゃ、兼業農家というもの、いわゆる階層分化を進めて兼業農家をつぶしてしまふんだというふうなお話がありましたけれども、それぞれきちんとした位置づけをしなから進めていく必要があらう。しかし、食糧を本

当に確保するという点にあっては、やっぱり中核農家といえますか、本場の専門の農家というものをこれから育成していくという方向に政策というのは進めていかなければいけない、このように考えております。

○菅野久光君 大臣は、もう農業の専門家でありますから、私から言わずもなであります。本場に減反政策の中でもうこれ以上畑の方に行くということはできない。今までの中でも畑作指標面積なども自主的につくっていつていくわけでありまして、そういう意味でこのポスト三期についての傾斜配分、このところについては特段のひとつ配慮をしていただきたい、またしていただかなければならないということを私はお願いしたいというふうに思います。

これを決めるのは概算要求の時点ということになりましようか、その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(羽田孜君) ただいま鋭意検討をいただいておりますけれども、私どもとしてはまあ秋口ぐらいというものを最終の目標にして審議を進めていただきたいというふうに考えております。

○菅野久光君 そうすると、概算要求の時点にはちよつと間に合わないということですね。はい、わかりました。

それじゃ、最後に、ポスト三期対策を固めるに当たっては、言わずもなだと思ひますけれども、農民や関係団体の方たちの意見をよく聞いてもらいたい、そのことを私は申し上げ、農産物の別な面、農産物の長期見通しが何か狂いを生じたというふうなことをお聞きしておりますが、現在農政審議会が検討がなされているように報じられております。その結論は、まあ先のこととなるから、今からこのことちよつと議論ができなと思ひますが、この「長期見通し」の見直しの期限だとか、あるいは改定についてどのように考えておられるのか伺いをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(羽田孜君) まあ、私どもいたしま

しては、今日の「農産物の需要と生産の長期見通し」、これは五十五年に策定されたものでござい
ますけれども、全体的に内外の環境というものも
変化しておるといふ現状もございます。そういつ
たものを含めまして二十一世紀に向けての農政の
長期ビジョン、こういったものをひとつやっぱり
方向づけしないと、農民の方々も不安になるであ
ろうということ、これをひとつ検討していただ
こうということであります。その中で需給の見通
し等につきまして、本年の秋ごろにめどを置いて
検討を進めていきたいというふうに考えておりま
す。

○菅野久光君 終わります。

○委員長(嶋崎均君) 本日の質疑はこの程度にと
どめます。

明二十六日午前十時に委員会を開会することと
し、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十五分散会

昭和六十一年五月十日印刷

昭和六十一年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P